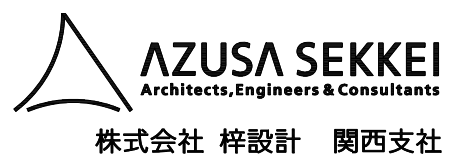


# R 8 宮繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構（担い手確保型）

徳島県県土整備部宮繕課



課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当



工事名：R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構（担い手確保型）

## 営繕工事共通仕様書

### I. 工事概要

#### 1. 工事名称

R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構（担い手確保型）

#### 2. 工事場所

鳴門市撫養町立岩四枚61番地

#### 3. 建物概要

建物名称	鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」
構造・規模	RC造一部S造 地上4階・地下0階
敷地面積	261,079.98㎡
延床面積	19,413.67㎡
消防法施行例附表第1の区分	1項イ

#### 4. 工事種目

種目	工事概要
外構工事	外構工事一式(舗装工事除く)
付帯工事	

#### 5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- 作業不能日数： 9日間
- 観測地点：環境省が公表する四国地方 徳島 徳島 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方 徳島 徳島 地点におけるWBG7値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものを(小数点以下第一位を四捨五入する。))が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

#### 6. その他

- 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。
- 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。
  - 受注者は、下請次数が4次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書(様式第1号)を発注者に提出するものとする。
  - 受注者は、下請次数が4次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

### II. 営繕工事共通仕様書

#### 1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和7年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和7年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和7年版
- 電気設備工事監理指針 令和7年版
- 機械設備工事監理指針 令和7年版

#### 2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

#### 3. 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

- 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
  - しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
  - 訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

#### 4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

工事名：R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構（担い手確保型）

#### 5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日)をいう。

#### 6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

#### 7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

#### 8. 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成  
受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
- 施工体系図の作成及び揭示  
受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 警備業者の記載  
受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- 運搬業者の記載  
受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- 施工体制台帳及び施工体系図の提出  
受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。
- 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示  
受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

#### 9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
  - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
  - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工事に電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

#### 10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンブトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間を行うこと。
- 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に置きさせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
- 受注者は、工事施工途中で工事事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

#### 11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

工事名：R 8 宮緒 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構（担い手確保型）

## 12. 交通安全管理

### ① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

### ② 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請業者を指導すること。

- ・積載重量制限を超えた土砂等積み込みは行わないこと
- ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
- ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

## 13. 発生材の処理等

### ① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 5) 解体前、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロア類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調査（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

### ② アスベスト

- 1) 解体前到大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の旨与（あり・なし）

- 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び関係法令により行うこと。

・事前調査は、次の者が行うこと。

- (1) 建築物:建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）又はこれと同等の能力を有する者(※)
- (2) 工作物:下表のとおり

対象となる工作物	事前調査を実施することができる者（下記のいずれか）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 反応槽</li><li>・ 焼却設備</li><li>・ 加熱炉</li><li>・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）</li><li>・ ボイラー及び圧力容器</li><li>・ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）</li><li>・ 変電設備</li><li>・ 送電設備（ケーブルを含む。）</li><li>・ 配電設備</li><li>・ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 工作物石綿事前調査者</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ トンネルの天井板</li><li>・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）</li><li>・ プラットホームの上家</li><li>・ 軽量盛土保護パネル</li><li>・ 遮音壁</li><li>・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板</li><li>・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い建築物であるものを除く。）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 工作物石綿事前調査者</li><li>・ 建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）</li><li>・ これと同等の能力を有する者(※)</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 上記以外の工作物（塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。）</li></ul>	

※同等の能力を有する者とは、（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。

- ・ 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
- ・ その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
- ・ 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
- ・ 調査結果は3年間保存すること。
- ・ 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
- ・ 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
- ・ 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
- ・ 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
- ・ 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

### ③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

### ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入

- する場合には、（一財）日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
- 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 5) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

### ⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

### ⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手續き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

工事名：R 8 宮緒 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構（担い手確保型）

### ⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工書の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

### ⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

建設発生土の最終搬出先の記録・保存  
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先からの搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

- ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
  - (2) 他の建設現場で利用する場合
  - (3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

## 14. 材料・製品等

① 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。

② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。

### ③ 県産木材の原則使用

1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。

- (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
  - (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
- 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証 証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。

5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。

④ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの

木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

### ⑥ 県内産資材の原則使用

1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材（次のいずれかに該当するもの）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</li><li>・ 徳島県内の工場で加工、製造された製品</li></ul>
(注) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。</li><li>・ 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</li><li>・ 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</li></ul>

### ⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

### ⑧ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

### ⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

### ⑩ 認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。

徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

## 15. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

③ 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

④ 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

## 16. 施工

- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。

④ 施工にあつては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書等を監督員に提出すること。

⑥ 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。

⑦ 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

工事名：R 8 宮緒 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構（担い手確保型）

## 17. 建設機械等

### ① 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

機 種	備 考
<ul style="list-style-type: none"><li>バックホウ</li><li>ホイローダ</li><li>ブルドーザ</li><li>発動発電機（可搬式）</li><li>空気圧縮機（可搬式）</li><li>ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</li><li>ラフテレンクレーン</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースキューレションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）</li><li>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</li></ul>

### ② 低騒音・低振動型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

なお、騒音振動対策は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）に従って実施するとともに、騒音規制法、徳島県生活環境保全条例等の関係法令を遵守しなければならない。

機 種	備 考
<ul style="list-style-type: none"><li>ブルドーザー</li><li>バックホウ（※）</li><li>ドラグライン、クラムシェル</li><li>トラクターショベル</li><li>パイプロハンマー（※）</li><li>アースオーガー</li><li>オイルケーシング掘削機</li><li>アースドリル</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>さく岩機（コンクリートブレイカー）</li><li>ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー</li><li>コンクリートポンプ（車）</li><li>コンクリート圧砕機</li><li>アスファルトフィニッシャー</li><li>コンクリートカッター</li><li>空気圧縮機</li><li>発動発電機</li></ul>

（※）印の機械は低振動基準有

### ③ 特定自主検査

本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

### ④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

## 18. 遠隔臨場の試行

① 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。

② 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

## 19. 工事看板等

① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。  
② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- 当初請負金額が200万円未満の工事

## 20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

① 当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。

② 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上3千万円未満の工事

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

③ 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事

原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

（注）洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

（注）快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

## 21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

工事名：R 8 宮緒 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構（担い手確保型）

## 22. 工事検査及び技術検査

① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	—	1回
3千万円以上5千万円未満	—	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

（注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

（注）一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。

③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。

⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

## 23. 完成図等

① 電子納品： 対象

② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。

### ③ 提出書類

・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）

・工事写真（電子データ2部）

・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）

・保全に関する資料

・その他監督員が指示する図書（必要部数）

④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。

⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。

⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。

⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

## 24. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

## 25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

① 対象物

工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。

② 付保険外工事

次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。

・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）

③ 付保する時期及び金額

鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

④ 保険終期

工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。

⑤ その他

・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。

・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

## 26. 公共事業労務費調査

① 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

## 27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

① 受注者は、工事の施工に關し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったときには、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。）

② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に關して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。

③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

## 28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

Table with 2 columns: 建設概要 (Construction Overview) and 建築概要 (Building Overview). Includes project name, location, construction period, and detailed building specifications.

Table with 2 columns: 耐震設計 (Seismic Design) and 設計水準 (Design Standards). Details seismic safety levels and design standards for various building components.

Table with 2 columns: 電気設備 (Electrical Equipment) and 設備概要 (Equipment Overview). Lists electrical systems, communication equipment, and other building services.

Table with 2 columns: Ⅱ. 工事発注形態 (Construction Order Form) and Ⅲ. 工事区分 (Construction Classification). Defines order forms and classification criteria for construction work.

Table with 2 columns: 区分 (Classification) and 別途 (Separate). Lists construction items and their classification details.

Table with 2 columns: 区分 (Classification) and 別途 (Separate). Lists construction items and their classification details, including specific equipment and materials.

IV. 建築工事特記仕様書

① 共通仕様

② 特記事項

項目 特記事項

1章 各章共通事項

① 建築材料等

② 特別な材料の工法

③ 施工条件

④ 発生材の処理等

5. 着工時・中絶時及び完成時の提出書類

6. 竣工写真等

⑦ 完成時の提出図書

種類	分類	規格	機影箇所数	部数	紙面の大きさ(寸) mm
竣工写真	※カラープリント	※キャビネ版	外部(50) 内部(100)	・5部	※102×127以上
	・リバーサルフィルム		外部( ) 内部( )	・部	※102×127以上
	・カラスライド		外部( ) 内部( )	・部	※26×36以上
	※ディスク		外部(50) 内部(100)	・5部	※200万画素以上
ビデオ記録	※DVD (ナレーション、BGM等)		・工事記録(工事)	・巻	・編集時間 分程度
			・竣工時記録	・巻	・編集時間 分程度
航空写真	※アerial写真、デジタル		※各方向10箇所(朝、夕)	・部	・ドローン撮影
	2つ折り製本	部	・折り込み製本(A4版金文字入り)	部	

360度画像データ

3Dスキャンデータ

完成図の種類及び記入内容 (補1.7.1)

区分	種類	記入内容(下記及び監理者の指示する内容)
構造図	・各伏図	杭、基礎、柱、梁、床、必要な寸法・符号
	・軸組図	杭、基礎、柱、梁、床、必要な寸法・符号
	・断面表	寸法、鉄筋、鉄骨
	・架橋図	配筋、必要な寸法
	・詳細図	必要な寸法・符号、配筋
	・床荷重表	
施工図等	◎総合図	一式
	◎躯体図	必要な寸法、納まり、符号

竣工BIMデータ

点群データ

⑧ 工事区分等

9. 総合図等

種類	◎平面図	◎天井伏図	◎天井内伏図	◎展開図	・
◎総合図	※1/50 ・1/100	※1/50	◎1/50(指定定)	※1/50(指定定)	・
◎総合施工図	・1/50 ※1/20	※1/50	※1/50(指定定)	※1/50(指定定)	・

作成図面の種別 (補1.5.1)

作成図・縮尺	
種類	◎平面図 ◎天井伏図 ◎天井内伏図 ◎展開図

⑩ 施工者による自主的な品質管理

⑪ 現場情報の電子的な情報交換

12. 技術士

工事種目	技能職種	工事種目	技能職種
仮設工事	・とび	屋根及び	・建築板金(内外装板金作業)
鉄筋工事	・鉄筋施工(鉄筋組立て作業)	とい工事	・スレート施工
コンクリート工事	・型枠施工	金網工事	・内装仕上げ施工
鉄骨工事	・鉄工(構造物鉄工作業)		・(鋼製下地工事作業)
ブロック及びALC	・ブロック建築	左官工事	・左官
FRPパネル工事	・ALCパネル施工	建具工事	・サッシ施工
防水工事	防水施工		・ガラス施工
	・アスファルト防水工事作業		・自動ドア施工
	・ウレタンゴム系透膜防水工事作業	か-パ-ル工	・カーテンウォール施工
	・アクリルゴム系透膜防水工事作業	塗装工事	・塗装(建築塗装作業)
	・合成ゴムシート防水工事作業	内装工事	内装仕上げ施工
	・塩化ビニルシート防水工事作業		・プラスチック系床仕上げ工事作業
	・セメント系防水工事作業		・表装(壁装作業)
	・シーリング防水工事作業		・カーペット系床仕上げ工事作業
	・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業	舗装工事	・溶融ハ-イ-ト-マ-カ-工事作業
	・FRP防水工事作業		・加熱ハ-イ-ト-マ-カ-工事作業
石工事	・石材施工(石張り作業)		
タイル工事	・タイル張り	植栽工事	・造園
木工工事	・建築大工		

⑬ 性能試験

⑭ 試験及び検査の立会い

⑮ 設計G.L

⑯ 作品の対外発表

17. 化学物質を発生する建築材料等

18. 合法木材の証明書等

19. 建築物省エネ法対応

⑰ 関連工事等の調整

⑱ 交通誘導警備員

⑳ 産業廃棄物の処理

2章 仮設工事

① 仮囲い

② 敷地の状況確認

③ 足場等

4. 監理者事務所

5. 監理者事務所の備品

⑥ 工事用水

⑦ 工事用電力

⑧ 障害物の処理

⑨ 仮設計計画書

⑩ 工事車両駐車場資材置場現場事務所用地等

3章 土工事

① 根切り

② 排水

③ 埋戻し及び盛土

④ 建設発生土の処理

4章 地業工事

砂利、砂及び捨コンクリート地業等

①

設計者				法適合確認欄	検証者	設計番号	特記	徳島県土木整備部登録課	●工事名	●図面番号	
一級建築士 第298249号 土生 達哉		一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第313839号 梅垣 大雅	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明		17992		徳島県土木整備部登録課	R8宮橋 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構(担い手確保型)	G-006	
									●図面名	建築工事特記仕様書(2)	●縮尺



5章 鉄筋工事

1. 材料

鉄筋の種類 (5.2.1)
規格 種類の記号 径(mm) 備考
(※)JIS G 3112 (※)SD295 D10~D16
鉄筋コンクリート用棒鋼 ※SD345 D19~D25
※SD390 D29~

2. 加工及び組立

鉄筋の継手 (5.3.4)
柱及び梁: D19以上 ※ガス圧接 ・重ね継手 ・機械継手 ・溶接継手
D16以下 ※重ね継手
重ね継手の長さ
・図示
※40d(軽量コンクリートの場合は50d)と
2-9-1(重ね継手及び定着の長さ)の表のうち
大きい値とする

その他: ※重ね継手 (適用箇所)
場所打ちコンクリート杭 ※重ね継手
隣合う継手の位置 ※表5.3.3による
・柱、梁の主筋を同一箇所にする(適用箇所)

鉄筋の定着 (5.3.4)
※鉄筋コンクリート造配筋規程(1)の2-9(重ね継手及び定着の長さ)による
・(一財)日本建築センターの評定を受けた定着プレート工法
(適用箇所 ※図示)

鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (表5.3.6)(5.3.5)
鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ
※表5.3.6による
・軽量コンクリートの場合のかぶり厚さ(適用箇所 かぶり厚さ(mm))
・耐久性上不利な箇所のかぶり厚さ(適用箇所 かぶり厚さ(mm))

スベークー
側面のかぶり ・鋼製 ・コンクリート製 ※合成樹脂製
スラブ ※鋼製 ・コンクリート製 ・合成樹脂製
その他 ※鋼製 ※コンクリート製 ・合成樹脂製
※鋼製のスベークーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。
※コンクリート製のスベークーは、打ち込まれるコンクリートと同等以上の
強度を有するものとする。

各部の配筋 (補仕参 各部配筋)(5.3.7)
基礎梁主筋の継手、定着及び余長(4-2) ・(a) (b) (c)
・図示
梁せいが1.5m以上の場合の腰筋及び幅止め筋 ※図示 (補仕参2.2)
基礎梁梁成1.5m以上の場合のスベークー ※鉄筋加工 ・既製品
柱の帯筋組立の形 ※H形 ・W-1形 ・SP形 ・丸形 (補仕参2.2)
柱の帯筋の割付け ※図示 ・5-3 帯筋の割付け
壁梁の場合、腹筋の定着長さはL2、重ね継手長さはL1とする。
コンセントボックスを壁に埋め込む場合の補強 ※図示 (補仕参4.4)
梁貫通補強 (補仕参7.1)(補仕参7.2)
・H形 ・MH型 ・M型
建設省技術評価又は(一財)日本建築センター評価を受けたもの
(原則として無孔梁の終局せん断強度以上となる補強を行う)
柱頭定着長さが確保できない場合の補強 ※図示 ・5-1-2 かご鉄筋による

3. 鉄筋継手

ガス圧接継手
ガス圧接継手は「鉄筋継手工事標準仕様書・ガス圧接継手工事」(2017年) (5.4.1)
(公社)日本鉄筋継手協会)による
A級継手の適用箇所 ※無し

継手施工会社 ※(公社)日本鉄筋継手協会から認定を受けたA級継手圧接施工会社
又は優良圧接会社
(公社)日本鉄筋継手協会から認定を受けたA級継手圧接施工会社

圧接技術資格者 (5.4.2)
JIS Z 3881 による技量及び(公社)日本鉄筋継手協会の技量資格を有する者
施工前試験 ※実施しない(ただし、A級ガス圧接継手は施工前試験を実施する。)
・実施する

継手の位置 ※鉄筋コンクリート造配筋規程準則 4-2 基礎梁主筋の継手、定着及び余長、
5-1 柱主筋の継手、定着及び余長、6-2 大梁筋の継手、定着及び
余長による
・図示

継手部の試験、検査 (5.4.10)
※5.4.10(イ),(a)による超音波探傷試験
(※汎用探傷器 ・専用探傷器)
・5.4.10(イ),(b)による引張試験
※外観試験(全数)

機械式継手 (5.5.3)
機械式継手は「鉄筋継手工事標準仕様書・機械式継手工事」(2017年) (公社)
日本鉄筋継手協会)による
A級及びSA級継手の適用箇所 ※無し
(・A級 ・SA級)

継手の種類 ※図示
継手部のあき ※鉄筋コンクリート造配筋規程準則 2-1.4 鉄筋相互のあきによる
作業資格者 ※使用する機械式継手メーカーの技術講習を受け、作業資格者 (5.5.2)
として認められた者

施工前試験 ※実施しない(A級及びSA級機械式継手は施工前試験を実施する。)
・実施する

継手の位置 ※鉄筋コンクリート造配筋規程準則 4-2 基礎梁主筋の継手、定着及び余長、
5-1 柱主筋の継手、定着及び余長、6-2 大梁筋の継手、定着及び
余長による
・図示

継手部の試験、検査 (5.5.5)
※超音波測定試験
(抜取り1試験ロットあたり(※30箇所・%)
試験方法はJIS Z 3064による
・引張試験(抜取り1試験ロットあたり(・) 箇所・%)
試験方法はJIS Z 2241:2011による
※外観試験(全数)
※不合格になった場合の処置は「鉄筋継手工事標準仕様書 機械式継手
工事」(2017年) (公社)日本鉄筋継手協会)による

溶接継手 (5.5.3)
溶接継手は「鉄筋継手工事標準仕様書・溶接継手工事」(2017年) (公社)日本
鉄筋継手協会)による
A級継手の適用箇所 ※無し

継手の種類 ※図示
継手部のあき ※鉄筋コンクリート造配筋規程準則 2-1.4 鉄筋相互のあきによる
継手施工会社 ※(公社)日本鉄筋継手協会から認定を受けたA級継手溶接施工会社
又は優良鉄筋溶接会社
(公社)日本鉄筋継手協会から認定又は(一財)日本建築センター
から評定を受けたA級継手溶接施工会社

施工前試験 ※実施しない(A級溶接継手は施工前試験を実施する。)
・実施する

継手の位置 ※鉄筋コンクリート造配筋規程準則 4-2 基礎梁主筋の継手、定着及び余長、
5-1 柱主筋の継手、定着及び余長、6-2 大梁筋の継手、定着及び
余長による
・図示

継手部の試験、検査 (5.5.5)
※超音波探傷試験
(抜取り1試験ロットあたり(※30箇所・%)
試験方法はJIS Z 3063による
・引張試験(抜取り1試験ロットあたり(・) 箇所・%)
試験方法はJIS Z 2241:2011による
※外観試験(全数)
※不合格になった場合の処置は「鉄筋継手工事標準仕様書 溶接継手
工事」(2017年) (公社)日本鉄筋継手協会)による
溶接用鋼製の帯筋及びあばら筋 ※(公社)日本鉄筋継手協会の認定を受けた「優良
溶接せん断補強筋製造会社」の製品

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

検査機関及び検査技術者
検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW
認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者(検査対象継手部
の有資格者)で資格種別3種(D3Bを超える場合は4種)の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

6章 コンクリート工事

1. コンクリートの種類及び品質

コンクリートの種類 (6.2.1)
※JIS A 5308 レディミクストコンクリート
・国土交通大臣の認定を受けたコンクリート(建築基準法第37条第二号)

コンクリートの気乾単位容積質量による種類 ※普通コンクリート ・軽量コンクリート

コンクリート仕様 (6.2.2,3,4)(6.3.1,2)(6.10.1)(6.14.1)

Table with columns: 使用区分, 設計基準強度 Fc (N/mm²), S (cm), ʔ (kN/m²), 混和材料, 備考
基礎・基礎梁・1階床 36 15 23 G
1階以上より 36 18 23 G

Table with columns: 土間コンクリート, 場所打ちコンクリート杭, 外構その他
土間コンクリート
場所打ちコンクリート杭 21 15 23 B
外構その他 21 15 23 B

混和材料I(種類) (6.3.1)
(使用方法) (6.3.2)

レディミクストコンクリートの類別 (表6.2.1)
(表6.2.1)
(表6.2.1)

特殊な要求性能におけるコンクリート
・海塩粒子の影響を受けるおそれのある箇所、海水の作用を受ける箇所等における
コンクリート
(適用箇所) 措置
・凍結融解作用を受けるおそれのある箇所におけるコンクリート
(適用箇所) 措置
・酸性土壌、硫酸塩及びその他の侵食性物質又は熱の作用を受ける箇所における
コンクリート
(適用箇所) 措置

コンクリートの仕上がり (6.2.5)
コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容差、測定方法
許容差 ※表6.2.3による

セメントの種類 (表6.3.1)(6.3.1)

Table with columns: 規格番号, 規格名称, セメントの種類, 使用部位
※JIS R 5210 ※普通ポルトランドセメント
・ポルトランドセメント
・JIS R 5211 高炉セメント
・A ・B ・C ・
・JIS R 5212 シリカセメント
・A ・B ・C ・
・JIS R 5213 フライアッシュセメント
・A ・B ・C ・
・JIS R 5214 エコセメント

注) 高炉セメントB種及びフライアッシュセメントB種の品質は次による。
・高炉セメントB種の高炉スラグの混合比は40%以上とする。
・フライアッシュセメントB種のフライアッシュの混合比は15%以上とする。
・上記のベースメントの混合比は、セメント製造業者のセメント試験成績表
の値により確認する。

(使用部位)
・ポルトランドセメントでの低アルカリ系の使用(・する ※しない)
(使用部位)

普通エコセメント ・使用する ※使用しない
再生骨材Hの使用 ・使用する( ) ※使用しない

骨材の種類
フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材及び電気炉融化石炭骨材
・使用する( ) ※使用しない

骨材の品質
砂利及び砂のアルカリシリカ反応性による区分 ※A ・B
砕石及び砕砂のアルカリシリカ反応性による区分 ※A ・B

練混ぜ水
スラッジ水は原則使用しない
回収水は計画供用期間の経が長期、超長期の場合及び高強度コンクリートには
使用しない

打継ぎ面に設ける目地の寸法 (表6.6.4)
(表6.6.4)
(表6.6.4)

外部に面するコンクリートの打放し仕上げ(仕上げ塗材、塗装等の仕上げを行う
場合を含む。)の打増し厚さ ※20mm ・図示

床コンクリート直直し仕上げの打増し厚さ ・無し ※10mm

せき板、支柱の最小存置期間 (6.8.4)
基礎、梁側、柱、壁 ※表6.8.2による
スラブ下、はり下 ※表6.8.3による
・日(※片持梁、片持ちスラブ)
・打設時の下階2層分の支柱は残しておく

3. コンクリートの打継ぎ

4. 型枠

5. 試験

フレッシュコンクリートの試験 (6.9.2)
試験の採取場所 ※荷卸し地点 ・ポンプの筒先
試験 ※表6.9.1による

コンクリートの強度試験 ※行う ・行わない (6.9.3)
※表6.9.2による(※28日は原則として公的機関)

6. 軽量コンクリート

適用箇所 (6.10.1)
常時土あるいは水に直接接する部分への使用 ※使用しない ・使用する (6.10.1)

軽量コンクリートの種類及び所要気乾単位容積質量 ・1種 ・2種(表6.10.1)(6.10.2)

7. 寒中コンクリート

適用期間 ※JASS5による
・月 日~ 月 日
初期養生を行う期間 ※コンクリートの圧縮強度が5N/mm²以上となるまで (6.11.4)

試験 ※表6.11.1による(※28日は原則として公的機関) (6.11.6)

8. 暑中コンクリート

適用期間 ※日平均気温の平年値が25℃を超える期間 (6.12.1)
・月 日~ 月 日

構造体強度補正值(S) ※6 N/mm² ・ N/mm² (6.12.2)

9. マスコンクリート

適用箇所 (6.13.1)
セメントの種類 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種(低発熱型) (6.13.2)
・中熱ポルトランドセメント ・フライアッシュセメントB種
・低熱ポルトランドセメント ・シリカセメント

混和剤の種類 ※AE減水剤又は高性能AE減水剤

混和材の種類 ※6.13.2(2)(イ)

スランプ(cm) ※15

調査強度を定める材令 ※28日 ・日 (6.13.5)

温度応力解析 ・打設計画に合わせ施工者が実施する
応力強度比の許容値 ※1.3以下 ・0.8以下

10. 無筋コンクリート

適用箇所 ※防水層の保護コンクリート (6.14.1)
※配管埋設用コンクリート

設計基準強度(N/mm²) ※18

スランプ(cm) ※15 ・18

粗骨材の最大寸法(mm) ※25mm以下 (6.14.2)

Table with columns: 設計者, 一級建築士, 二級建築士
一級建築士 第298249号 山本 匠希
二級建築士 第386121号 梅垣 大雅

Table with columns: 法適合確認欄, 検査者, 設計番号, 特記
法適合確認欄 第211号 浅山 明
検査者 外山 博文
設計番号 17992

Table with columns: 徳島県県土整備部営繕課, 工事名, 図面名
徳島県県土整備部営繕課
工事名 R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構(担い手確保型)
図面名 建築工事特記仕様書(3)

Table with columns: 図面番号, 縮尺, 株式会社 AZUSA SEKKEI, 株式会社 MIYA Architect's Office
図面番号 G-007
縮尺 -
株式会社 AZUSA SEKKEI
株式会社 MIYA Architect's Office

① コンクリートの仕上り

コンクリートの打放し仕上げ (6.2.5(2)(7)(a))(表6.2.4)		
せき板の種類	仕上りの程度	適用箇所
・合板	・A種 化粧打放し仕上げ ・B種 打放し仕上げ ※仕上げ塗材仕上げ面 ・C種 打放しのまま	・クリア塗装、素地仕上げの面 ※仕上げ塗材仕上げ面 ・基礎、ピット等、上記以外

コンクリートの仕上りの平たんさ (6.2.5(2)(4))(表6.2.5)		
種別	適用部位	床
○a種	・柱・梁・壁 ※化粧打放しコンクリート、塗装仕上げ、壁紙張り、接着剤による陶磁器質タイル張り	・※合成樹脂塗床、ビニル系床材張り、床コンクリート直均し仕上げ、フリースアクセスフロア(置敷式)
○b種	・※仕上げ塗材塗り	・※カーペット張り 防水下地 セルフレング材塗り
○c種	・※セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り、モルタル塗り、網練	・※タイル張り、モルタル塗り二重床

② 型枠

材料 (6.8.2)

せき板の種類	規格	厚さmm	適用箇所
○木製	○JAS規格 (表面加工品) ○JAS規格 B-C	※12 ※12	外壁部(パネコート) 仕上げ参照
・合板以外	・※鉄骨工事(7.2.7)による(構造特記7.2)		
・金属製	・床		
・壁			
・ゴム製			
・断熱材兼用	※セメント粉混入木織セメント板	・30・40・50	

注) JAS規格とは「合板の日本農林規格」の「コンクリート型枠用合板の規格」を表す。  
せき板面気泡緩衝シート張り(MCR工法用シート) (6.8.2(5))  
・使用する ※難燃性ポリエチレン気泡シート  
※コンクリート増打厚 10mm

○使用しない

スリートの材料 (6.8.2(9)(4))(表6.8.1)

材種	寸法	箇所数	適用箇所
・鋼管	※図示	※図示	
・硬質ポリ塩化ビニル管	※図示	※図示	各種水槽内、人通孔等
・溶融亜鉛めっき鋼板	※図示	※図示	
・つば付き鋼管	※図示	※図示	防水貫通部等
・紙チューブ(径200mm以下)	※図示	※図示	雨水管等

注) 鉄骨部分の貫通孔は構造図による。

③ 土間コンクリート

壁際伸縮調整目地 ※設ける (C材料 エラストイト同等品 厚さ 15 mm) ・設けない

20章 ユニット及びその他の工事

① 外構フェンス

高さ ○2,500m  
金網 ・ビニル被覆10#56 mm目 ○目くしパネル  
支柱 ○H=1500以上は控柱付、控柱間隔は柱1本おき  
種別 ○輪部鋼板加工、合成樹脂塗料焼付既製品  
製造所 (製品名: )

21章 排水工事

① 材料

排水管用材料 (21.2.1)(表21.2.1)

材種	種類・記号	管形状(接合方法)
・遠心力鉄筋コンクリート管	※外圧管(※1種)	B形(ゴム接合)
○硬質ポリ塩化ビニル管	○VP ・VU ・RS-VU	
・硬質ポリ塩化ビニル管継手	・DV ・VU継手	

形状、呼び径 ※図示

側塊、排水斜及びふた 種類、形状、寸法 ※図示 (21.2.1(4)(5))

鋼鉄製マンホールふた (21.2.1(5))

種類	適用荷重			形状寸法(φ)	施工箇所
	T-2用	T-6用	T-14用		
・水封形	・	・	・	・	・
○密閉形(フタハバ式)	・	○	○	・	600φ 図示
・簡易密閉形(ハバ式)	・	・	・	・	
・中ふた付密閉形	・	・	・	・	
・断熱型	・	・	・	・	

グレーチングふた (21.2.1(6))

材質	形式	用途	適用荷重	メインベッチ	上面形状
○鋼製	※受持付き	○溝ふた用	○進行用	※細目	※凹凸形
・SUS製		○溝ふた用	・T-2用	※普通目	※扁平形
	ボルト固定	・かさ上げ用	○I-6用	○細目	○凹凸形
	※無し	・U字溝用	・T-14用		
	・図示		○T-20用		

床化粧マンホールふた

種類	安全荷重 kN
○簡易密閉形(バッキン式) ・密閉形(ボルト・バッキン式)	○60 ・15

インターロッキング化粧マンホールふた

種類	安全荷重 kN
○簡易密閉形(バッキン式)	○60

現場打ちの場合のコンクリート (21.2.1(8))

コンクリートの種類 ※普通コンクリート  
設計基準強度 ※18N/mm<sup>2</sup>  
スランブ ・15cm ・18cm  
現場打ちの場合の鉄筋 種類 記号 ※SD295  
床土抑制層 ※砂 (粒度は表21.2.2)  
砂の粒度試験 ・行う ・行わない  
埋戻し土 表3.2.1 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 (21.2.1(12))  
・建設汚泥から再生した処理土◎

管路敷設の工法 (21.2.2)

※21章2節21.2.2施工による  
上記以外の地盤 ※図示  
内法が600mmを超え、かつ深さ1.2mを超える排水溝の足掛け金物(現場打ち)  
・SUS ・鋼製 ・合成樹脂板膜加工 (21.2.2(4)(a))  
遠心力鉄筋コンクリート管管基床 厚さ mm 種類 (21.2.2(7))  
硬質ポリ塩化ビニル管管基床 厚さ mm 種類 (21.2.2(8))  
継手 ※接着剤 ・ゴム輪 (21.2.2(8)(4))

② 施工

③ 街きよ、縁石及び側溝

縁石の形状 ※図示 ・種類 ・寸法 ・形状 (21.3.1(1))(表21.3.1)  
側溝の形状 ※図示 ・種類 ・寸法 ・形状 (21.3.1(1))(表21.3.1)  
側溝の蓋

種別	形状・寸法	強度	設置箇所
・織鋼板			
・PC板			
○グレーチング	○図示		
○鋳鉄製	○図示		

砂利地盤の厚さ ※100mm (21.3.2(1))

22章 舗装工事

① 路床

○盛土用材料 ・A種 ○B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土◎ (22.2.3(1))(表21.3.1)  
・凍土抑制層 (22.2.3(1))(表21.3.1)  
材料 ※再生クラッシュラン ・クラッシュラン ・切込み砂利 ・砂 (21.2.1(10))  
厚さ ・図示 mm (22.2.2(1)(4))  
・透水性舗装に用いるフィルター層 (22.2.2(1)(4))  
材料 ・川砂 ・海砂 ・良質な山砂 (22.2.3(3))(21.2.1(10))  
厚さ ・図示 mm (22.2.3(3))(表22.2.1)  
・路床安定処理 (22.2.3(3))(表22.2.1)  
方法 ※添加材料による安定処理 (22.2.2(1)(9))  
材料 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種  
・生石灰(・特号・1号) ・消石灰(・特号・1号)  
添加量 kg/m<sup>2</sup>  
添加量を定めるために用いるCBR ・5以上 (22.2.4(7))  
厚さ ・300mm (22.3.2(1))

② 路盤

厚さ ※図示 (22.3.3(1))(表22.3.1)  
材料 ○クラッシュラン ・粒度調整砕石 ・再生クラッシュラン ◎  
○再生粒度調整砕石 ・クラッシュラン鉄鋼スラグ ・粒度調整鉄鋼スラグ  
・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ

③ アスファルト舗装カラー舗装

舗装の構成、厚さ、仕上がり (22.4.2(1))(22.6.2(1))(表22.6.1)

舗装の種類	厚さ	構成
○アスファルト舗装	※図示	※図示
○カラー舗装	※図示	※図示

カラー舗装用材料 (22.6.3)

着色骨材 ○着色骨材(焼成) ・着色骨材(樹脂皮覆) ・自然石 (22.6.2(2)(9))  
カラー舗装厚さの許容差 ※22.4.2(3) ・ (22.6.2(2)(9))  
舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 (22.4.2(4))  
アスファルト ※再生アスファルト 種類 ・60~80 ・80~100 (22.4.3)  
・ストリートアスファルト

再生加熱アスファルト混合物及び加熱アスファルト混合物の種類 (22.4.4)(表22.4.4)

表層	一般地域	寒冷地域
※密粒度アスファルト混合物(13)	※密粒度アスファルト混合物(13F)	
※細粒度アスファルト混合物(13)	※	

骨材 ※JIS A 5001によるもの (22.4.3(3)(7))(表22.4.2)  
・7.5mmコンクリート再生骨材◎  
・再生クラッシュラン◎  
・道路用鉄鋼スラグ◎

カラー舗装の配合 加熱系混合物の結合材に石油樹脂を使用する場合の (22.6.2(2))  
顔料の添加量 ・ (22.6.2(3))  
常温系工法の配合その他 ※図示

④ コンクリート舗装

コンクリート舗装の構成及び厚さ 車道部 ※150mm (22.5.2(1))  
歩道部 ※70mm  
コンクリート舗装に使用するコンクリート ※6章14節による (22.5.3(1))(表22.5.1)  
コンクリートの種類 ※普通コンクリート

設計基準強度 ※表22.5.1 (22.5.3(1))  
スランブ ※表22.5.1 (22.5.3(1))  
粗骨材の最大寸法 ※表22.5.1 (22.5.3(1))  
早強ポルトランドセメントの使用 ※使用しない ・使用する (22.5.3(1))  
注入目地材料 ※加熱施工式低弾性タイプ (22.5.3(4))(表22.5.2)  
・加熱施工式高弾性タイプ  
コンクリート目地 種類及び間隔 ※表22.5.3 (22.5.4(5))  
構造 ※図22.5.1  
舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じさせない程度 (22.5.2(4))(22.2.4(4))

舗装の構成 ※図示 (22.7.2(1))  
舗装の厚さ ※図示 ・30mm (22.7.2(1))  
舗装の平たん性 ※著しい不陸がないもの (22.7.2(2)(4))

5. 透水性 アスファルト舗装

⑥ ブロック系舗装

・コンクリート平板舗装 (22.8.3(1))(22.8.2(1)(7))

種類	寸法 mm	厚さ mm	目地材
※普通平板(N)	・カラー平板(C)	※300角	※60
・流出平板(W)	・縦石平板(S)		○砂 ・モルタル

○インターロッキングブロック舗装 (22.8.3(2))

種類	厚さ mm	曲げ強度	色彩及び表面加工等
※普通ブロック(N)	車道部 ※80	※5.0N/mm <sup>2</sup>	※標準品
○透水性ブロック(P)	歩道部 ※60	※3.0N/mm <sup>2</sup>	
・縦生用ブロック(G)	※80	※100	
○視覚障害者誘導用ブロック	○60		

製造所 (製品名: )

・鋪石舗装 (22.8.3(3))

種類	寸法	厚さ mm	施工方法	規格品
※小鋪石(花こう岩)	( )角	※80~100	※うろこ張り	※2等品

・鋪石舗装の基礎 ・アスファルト混合物50mm ・コンクリート版 70mm  
コンクリート平板舗装及び鋪石舗装のクッション材 ○砂 ・空練りモルタル (22.8.2(1)(6))  
ブロック系舗装の仕上がり面の平たん性 (22.8.2(2))  
○歩行に支障となる段差がないこと(舗装材間の段差3mm以内とする。)

⑦ 砂利敷き

砂利敷き種別 (22.9.2)(表22.9.1)  
通路 ※A種  
建物周囲その他 ※B種

8. 区画線

材料 ・路面表示用塗料(トラフィックペイント、JIS K 5665)

種別	1種(常温)	2種(加熱)	※3種(溶融)(ピース合)
規格	※A(水系) ・ B(溶剤系)	※A(水系) ・ B(溶剤系)	※1号 ・ 2号 ・ 3号
色彩	※白色	※黄色	
ライン引きの幅	※150mm	※図示	
塗布厚さ	※1.0mm		

⑨ 車止め

材料 ※図示  
形状 ※図示  
寸法 ※図示  
数量 ※図示

10. 性能試験 (22.2.5(1)(2)(3)(4))(22.3.5)(22.4.6(1))(22.4.6(3))(22.7.6(3))(表22.4.6)

試験の方法・概要	試験箇所
路床土の支持力比(CBR)試験 ・行う(※乱した土 ・乱さない土) ・行わない	
路床締固め度の試験 ※行う ・行わない	
現場CBR試験 ※行う ・行わない	
路盤締固め度の試験 ※行う	
アスファルト舗装切取り試験 ※行う	
アスファルト混合物の抽出試験 ・アスファルト舗装 ・行う ※行わない ・透水性舗装 ・行う ※行わない	

材料 ○2液反応硬化型エポキシ樹脂塗料(高耐久樹脂系すべり止めカラー舗装材)

④ 芝張り、吹付けは種及び地被類

○芝の種類 ※コウライシバ ・ノシバ (23.4.2(1))  
芝張り工法 平地 ※目地張り (23.4.3(1))  
法面 ※べた張り

客土 ※行わない ○行う(※畑土 ・黒土)  
吹付けは種 種子の量 ※25g/m<sup>2</sup> (23.4.2(3))  
種子の種類 ※洋芝類  
被覆養生 ※行う ・行わない  
・地被類 植物の種類 ・ 芽立数 ・ 径 (23.4.2(4))  
株数 ・ /m<sup>2</sup>

5. 屋上緑化◎

屋上等の植栽 (23.5.1)  
植栽基盤 (23.5.2(1))  
・屋上緑化システム  
土壌層の厚さ cm ・ 図示  
※防水保護層  
・屋上緑化軽量システム  
排水層 ・軽量骨材(厚さ mm) ・板状成形品 (23.5.3(1)(9))  
土壌層 ・人口軽量土 ・改良土  
植栽工法 ※耐風圧性能 (23.5.4)  
性能値 ※建築基準法施行令第82条の5及び建設告示第1458号に定められた風圧力に対して安全であること。

耐風圧対策  
樹木、芝及び地被類の樹種又は種類、寸法、株立数並びに刈込みものの適用、数量 ※図示  
見切り材 ※図示 (23.5.3(5))  
舗装材 ※図示  
排水孔 ※図示  
マルチング材 ※図示 (23.5.3(5))  
支柱 ※図示 (23.5.4(5))  
自動灌水 ・行う(※図示) ・行わない (23.5.4(6))

⑥ 性能試験

土壌の水素イオン濃度指数(pH) ・行う ○行わない (23.1.3(1))  
電気伝導率(EC)の試験 ・行う ○行わない

⑦ 既存樹林調査

・行う(樹勢、根回り) ○行わない

20章 ユニット及びその他の工事

① 外構フェンス

高さ ○2,500m  
金網 ・ビニル被覆10#56 mm目 ○目くしパネル  
支柱 ○H=1500以上は控柱付、控柱間隔は柱1本おき  
種別 ○輪部鋼板加工、合成樹脂塗料焼付既製品  
製造所 (製品名: )

21章 排水工事

① 材料

排水管用材料 (21.2.1)(表21.2.1)

材種	種類・記号	管形状(接合方法)
・遠心力鉄筋コンクリート管	※外圧管(※1種)	B形(ゴム接合)
○硬質ポリ塩化ビニル管	○VP ・VU ・RS-VU	
・硬質ポリ塩化ビニル管継手	・DV ・VU継手	

形状、呼び径 ※図示

側塊、排水斜及びふた 種類、形状、寸法 ※図示 (21.2.1(4)(5))

鋼鉄製マンホールふた (21.2.1(5))

種類	適用荷重			形状寸法(φ)	施工箇所
	T-2用	T-6用	T-14用		
・水封形	・	・	・	・	・
○密閉形(フタハバ式)	・	○	○	・	600φ 図示
・簡易密閉形(ハバ式)	・	・	・	・	
・中ふた付密閉形	・	・	・	・	
・断熱型	・	・	・	・	

グレーチングふた (21.2.1(6))

材質	形式	用途	適用荷重	メインベッチ	上面形状
○鋼製	※受持付き	○溝ふた用	○進行用	※細目	※凹凸形
・SUS製		○溝ふた用	・T-2用	※普通目	※扁平形
	ボルト固定	・かさ上げ用	○I-6用	○細目	○凹凸形
	※無し	・U字溝用	・T-14用		
	・図示		○T-20用		

22章 舗装工事

① 路床

○盛土用材料 ・A種 ○B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土◎ (22.2.3(1))(表21.3.1)  
・凍土抑制層 (22.2.3(1))(表21.3.1)  
材料 ※再生クラッシュラン ・クラッシュラン ・切込み砂利 ・砂 (21.2.1(10))  
厚さ ・図示 mm (22.2.2(1)(4))  
・透水性舗装に用いるフィルター層 (22.2.2(1)(4))  
材料 ・川砂 ・海砂 ・良質な山砂 (22.2.3(3))(21.2.1(10))  
厚さ ・図示 mm (22.2.3(3))(表22.2.1)  
・路床安定処理 (22.2.3(3))(表22.2.1)  
方法 ※添加材料による安定処理 (22.2.2(1)(9))  
材料 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種  
・生石灰(・特号・1号) ・消石灰(・特号・1号)  
添加量 kg/m<sup>2</sup>  
添加量を定めるために用いるCBR ・5以上 (22.2.4(7))  
厚さ ・300mm (22.3.2(1))

② 路盤

厚さ ※図示 (22.3.3(1))(表22.3.1)  
材料 ○クラッシュラン ・粒度調整砕石 ・再生クラッシュラン ◎  
○再生粒度調整砕石 ・クラッシュラン鉄鋼スラグ ・粒度調整鉄鋼スラグ  
・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ

③ アスファルト舗装カラー舗装

舗装の構成、厚さ、仕上がり (22.4.2(1))(22.6.2(1))(表22.6.1)

舗装の種類	厚さ	構成
○アスファルト舗装	※図示	※図示
○カラー舗装	※図示	※図示

カラー舗装用材料 (22.6.3)

着色骨材 ○着色骨材(焼成) ・着色骨材(樹脂皮覆) ・自然石 (22.6.2(2)(9))  
カラー舗装厚さの許容差 ※22.4.2(3) ・ (22.6.2(2)(9))  
舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 (22.4.2(4))  
アスファルト ※再生アスファルト 種類 ・60~80 ・80~100 (22.4.3)  
・ストリートアスファルト

再生加熱アスファルト混合物及び加熱アスファルト混合物の種類 (22.4.4)(表22.4.4)

表層	一般地域	寒冷地域
※密粒度アスファルト混合物(13)	※密粒度アスファルト混合物(13F)	
※細粒度アスファルト混合物(13)	※	

骨材 ※JIS A 5001によるもの (22.4.3(3)(7))(表22.4.2)  
・7.5mmコンクリート再生骨材◎  
・再生クラッシュラン◎  
・道路用鉄鋼スラグ◎

カラー舗装の配合 加熱系混合物の結合材に石油樹脂を使用する場合の (22.6.2(2))  
顔料の添加量 ・ (22.6.2(3))  
常温系工法の配合その他 ※図示

④ コンクリート舗装

コンクリート舗装の構成及び厚さ 車道部 ※150mm (22.5.2(1))  
歩道部 ※70mm  
コンクリート舗装に使用するコンクリート ※6章14節による (22.5.3(1))(表22.5.1)  
コンクリートの種類 ※普通コンクリート

23章 植栽及び屋上緑化工事

① 植栽基盤整備

※行う ・行わない (23.2.2)(23.2.3)(23.2.4)(表23.2.1)(表23.2.2)

樹高	有効土層の厚さ cm	工法		整備範囲
		A種	B種	
・12m以上	※100 ・120 ・150	※A種	※B種	※植込み部分
・7~12m	※80 ・100	・B種	・C種	・葉張りの範囲 (植高7m以上)
・3~7m	※60 ・80	・C種	・D種	・図示
・3m以下	※50 ・60	・D種		

○芝、地被類 ※20 ※B種 ○C種 ・D種 ※植栽範囲

注) 工法D種以外の工法で、現状地盤高と計画地盤高が同一でない場合は、計画地盤高から有効土層とする。ただし、計画地盤高が現状地盤高より高い場合は、計画地盤高まで植込み用土を盛土を行う。  
雨水排水の工法 ※図示 ・暗きよ ・開きよ ・排水層 (23.2.2(3))  
・縦穴排水

植込み用土 ※現場発生土の良質土 (23.2.3(1))  
・客土 種類 ※畑土 ・黒土  
範囲 ※植込み部分 ・ 図示

土壌改良材 適用 ※する ・しない (23.2.2(5))(23.2.3(2))  
種別 ○バーク堆肥◎ 50L/m<sup>2</sup>  
・発酵下水汚泥コンポスト◎  
指定量 植栽面積1㎡当り( L)  
施工範囲 ※植込み部分 ・ 図示

特殊基盤整備

② 材料

樹木の樹種、寸法、株立数及び刈込みものの適用、数量 ※図示 (23.3.2(2))  
支柱の形状 ※図示 ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハツ掛け形 (23.3.3(4))  
・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋設形  
材料 ・杉丸太(圍伐材) ◎ ・竹 ・金属 ・ワイヤー(防錆処理品) (23.3.2(3))  
※加圧式防腐処理丸太  
支柱の耐風強度 ※風速30m/s程度に充分耐える強度とする。  
幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・わら ・こも (23.3.2(4))  
新植樹木の枯損償の期間 (23.3.4)  
※引渡しの日から1年間  
移植樹木の枯損償の期間 (23.3.6)  
※引渡しの日から1年間

③ 植樹

④ 芝張り、吹付けは種及び地被類

○芝の種類 ※コウライシバ ・ノシバ (23.4.2(1))  
芝張り工法 平地 ※目地張り (23.4.3(1))  
法面 ※べた張り

客土 ※行わない ○行う(※畑土 ・黒土)  
吹付けは種 種子の量 ※25g/m<sup>2</sup> (23.4.2(3))  
種子の種類 ※洋芝類  
被覆養生 ※行う ・行わない  
・地被類 植物の種類 ・ 芽立数 ・ 径 (23.4.2(4))  
株数 ・ /m<sup>2</sup>

5. 屋上緑化◎

屋上等の植栽 (23.5.1)  
植栽基盤 (23.5.2(1))  
・屋上緑化システム  
土壌層の厚さ cm ・ 図示  
※防水保護層  
・屋上緑化軽量システム  
排水層 ・軽量骨材(厚さ mm) ・板状成形品 (23.5.3(1)(9))  
土壌層 ・人口軽量土 ・改良土  
植栽工法 ※耐風圧性能 (23.5.4)  
性能値 ※建築基準法施行令第82条の5及び建設告示第1458号に定められた風圧力に対して安全であること。



耐風圧対策  
樹木、芝及び地被類の樹種又は種類、寸法、株立数並びに刈込みものの適用、数量 ※図示  
見切り材 ※図示 (23.5.3(5))  
舗装材 ※図示  
排水孔 ※図示  
マルチング材 ※図示 (23.5.3(5))  
支柱 ※図示 (23.5.4(5))  
自動灌水 ・行う(※図示) ・行わない (23.5.4(6))

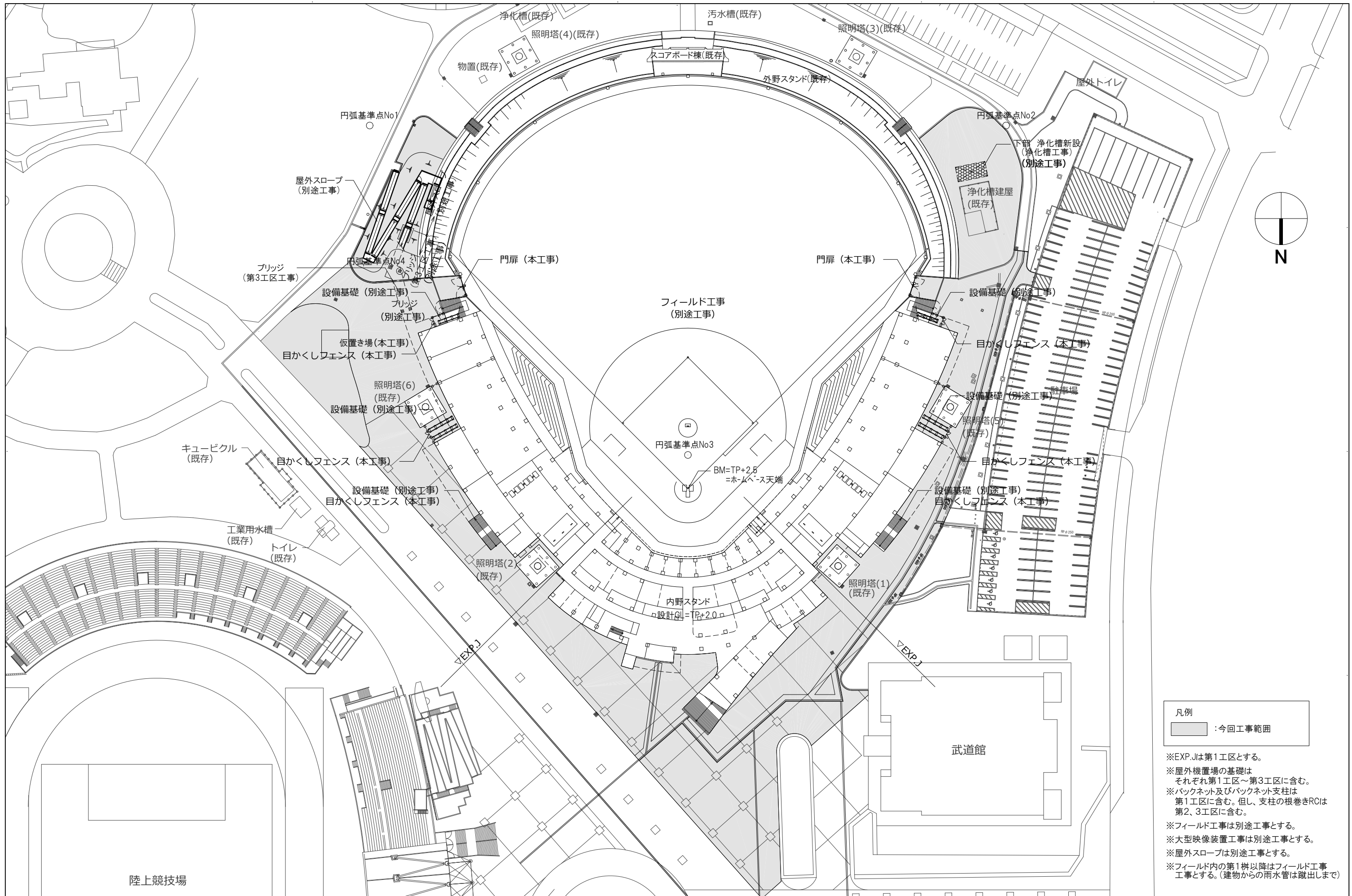
⑥ 性能試験

土壌の水素イオン濃度指数(pH) ・行う ○行わない (23.1.3(1))  
電気伝導率(EC)の試験 ・行う ○行わない

⑦ 既存樹林調査

・行う(樹勢、根回り) ○行わない

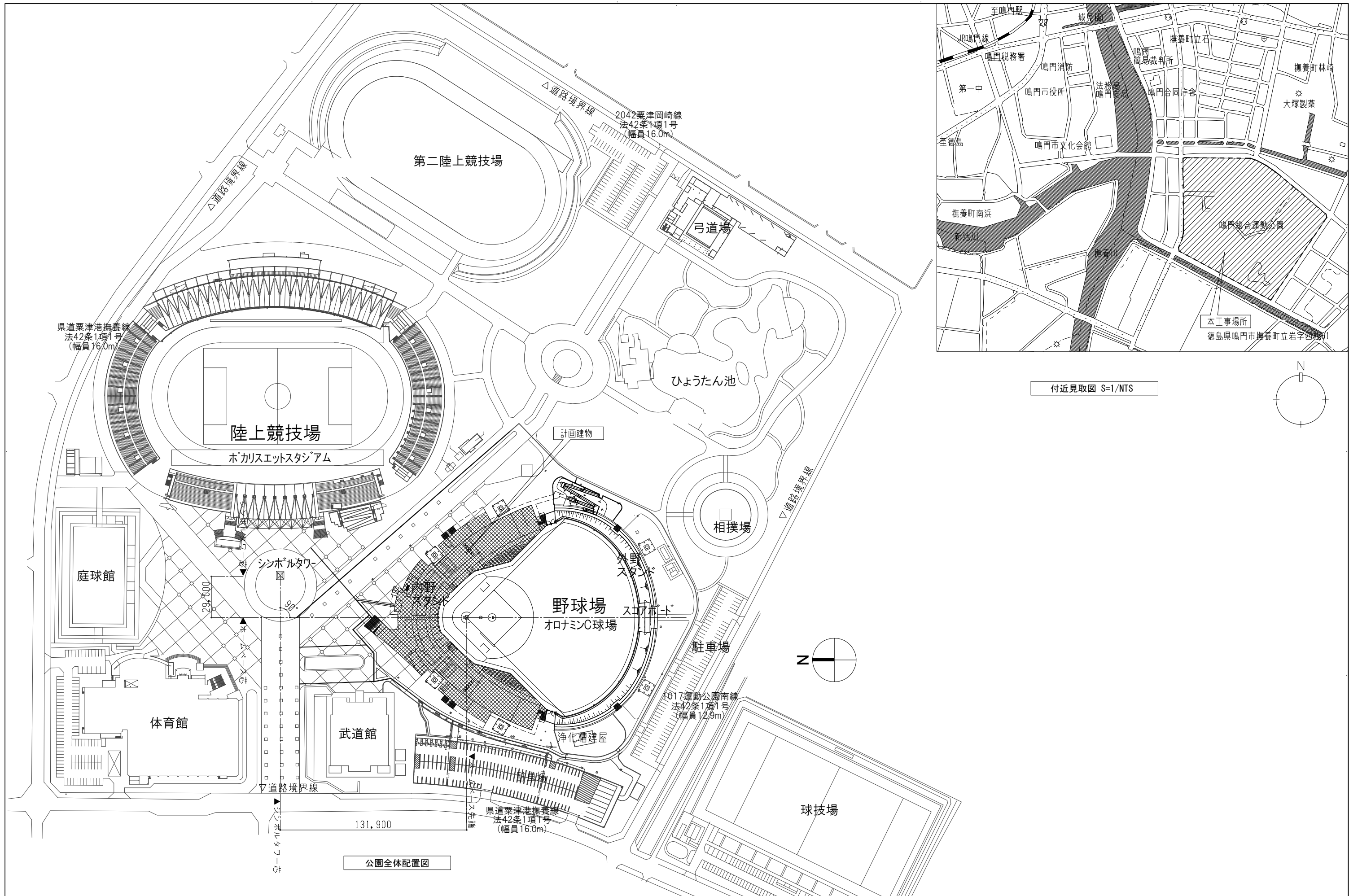
一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第313839号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 高原 正行	法適合確認職 第6211号 浅山 明	検証者 外山 博文	設計番号 17992	特記 徳島県土整備部管轄課 R8宮崎 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構(担い手確保型)	●図面番号 G-008	●図面名 建築工事特記仕様書(4)	●図面番号 G-008	●縮尺 -	 AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所 大阪 (〒) 第3204号	 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所 徳島県土整備部管轄課 第11050号
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	--------------------------	--------------	---------------	--	----------------	----------------------	----------------	----------	---	---



凡例  
 : 今回工事範囲

- ※EXP.Jは第1工区とする。
- ※屋外機置場の基礎はそれぞれ第1工区～第3工区に含む。
- ※バックネット及びバックネット支柱は第1工区に含む。但し、支柱の根巻きRCは第2、3工区に含む。
- ※フィールド工事は別途工事とする。
- ※大型映像装置工事は別途工事とする。
- ※屋外スロープは別途工事とする。
- ※フィールド内の第1梯以降はフィールド工事とする。(建物からの雨水管は蹴出しまで)

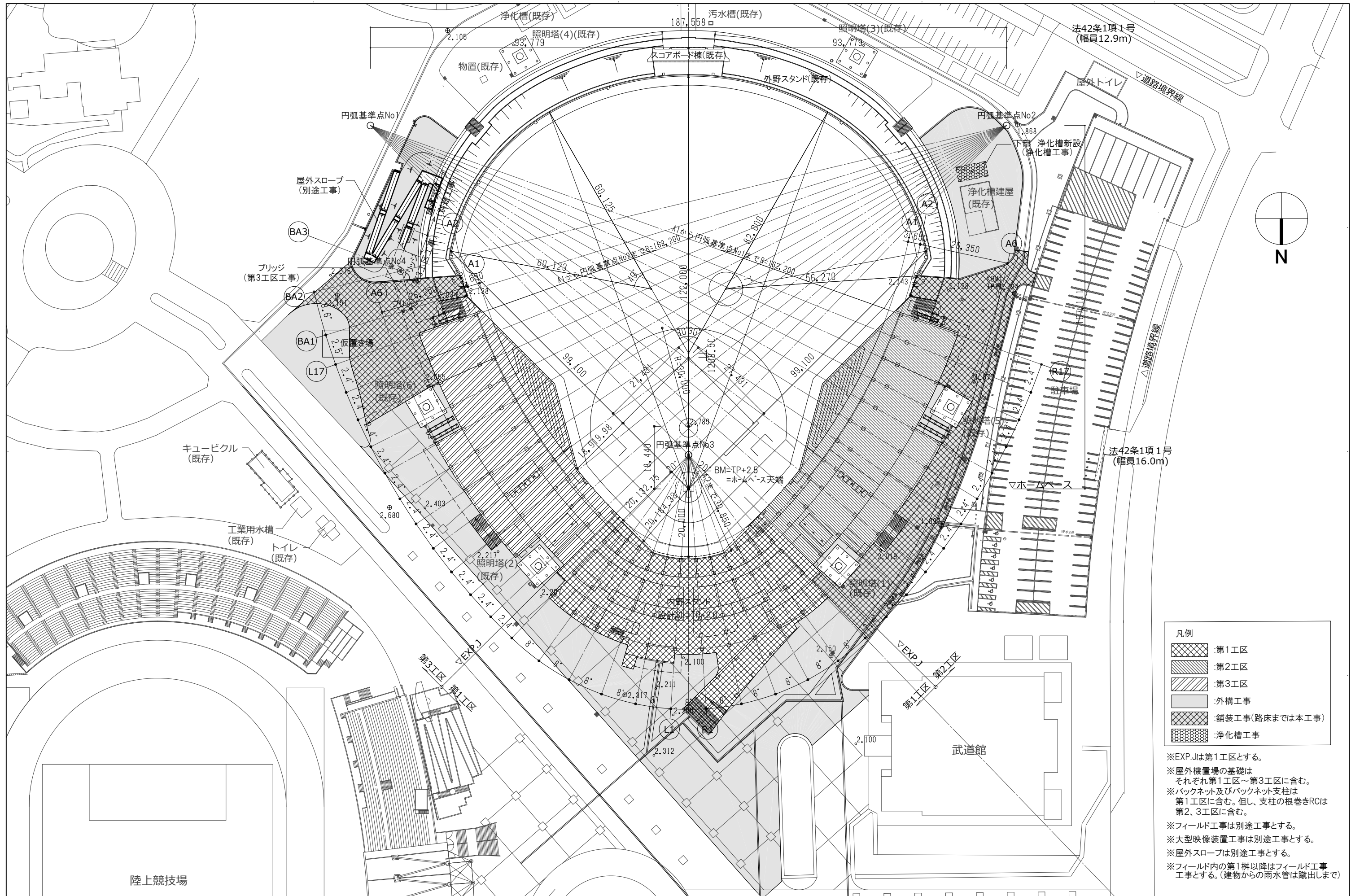
一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第313839号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 高原 正行	法適合確認欄 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検査者 外山 博文	設計番号 17992	特記 徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫美 野球場改築工事外構(担い手確保型)	●図面番号 G-009	●図面名 工事区分図	●縮尺 1/500(A1) 1/1000(A3)	Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 <small>一級建築士事務所 大阪 (〒) 第3204号</small>	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office <small>一級建築士事務所 京都 第11050号</small>
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------------	--------------	---------------	-------------------	---	----------------	---------------	--------------------------------	---	---



付近見取図 S=1/NTS

公園全体配置図

一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第313839号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 高原 正行	法適合確認欄 設計一級建築士 第6211号 浅山 明	捺証者 外山 博文	設計番号 17992	特記 徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構(担い手確保型)	●図面番号 G-010	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪 (特) 第3234号	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号
								●図面名 公園全体配置図	●縮尺 1/1200(A1) 1/2400(A3)		

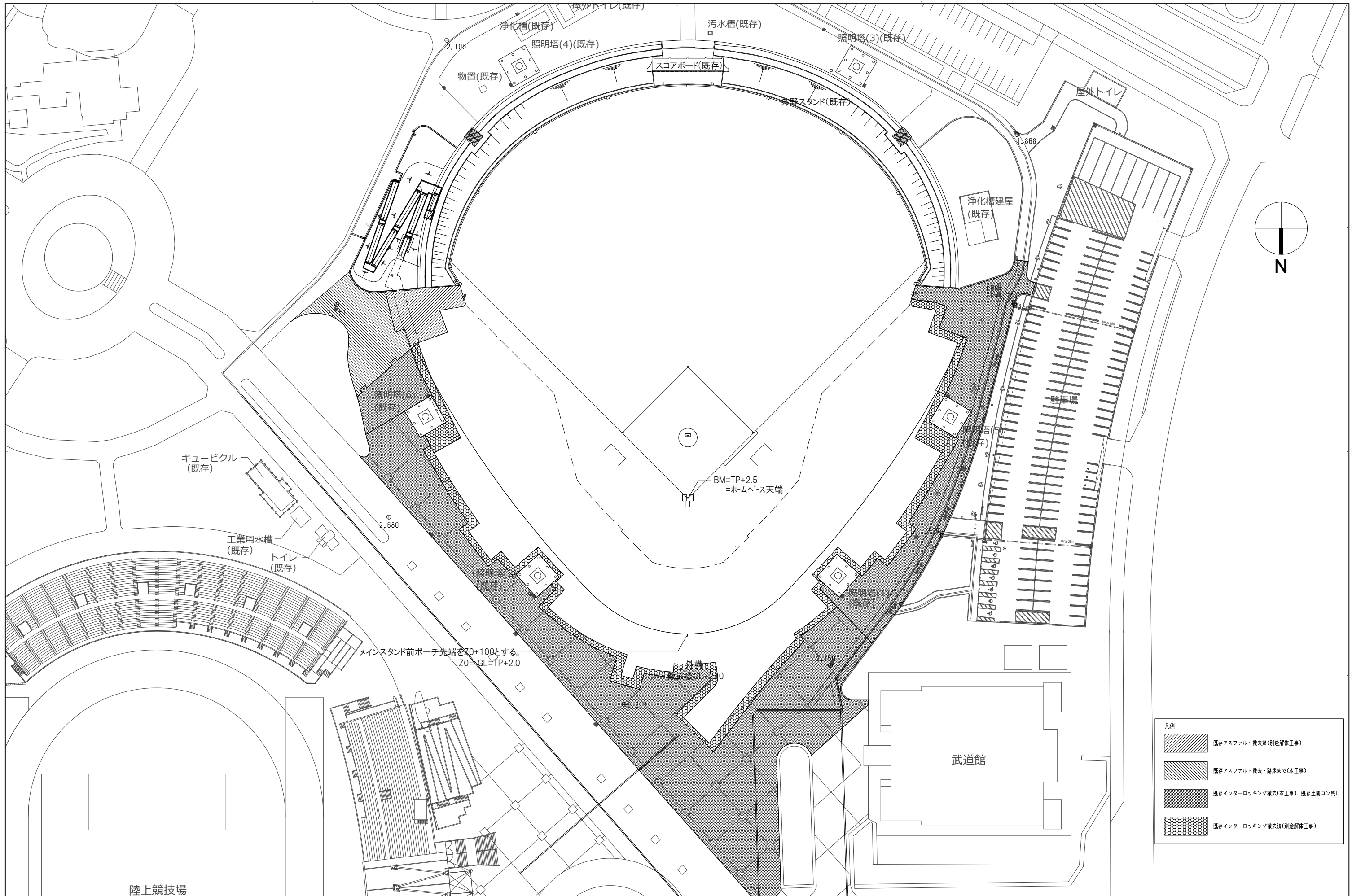


凡例

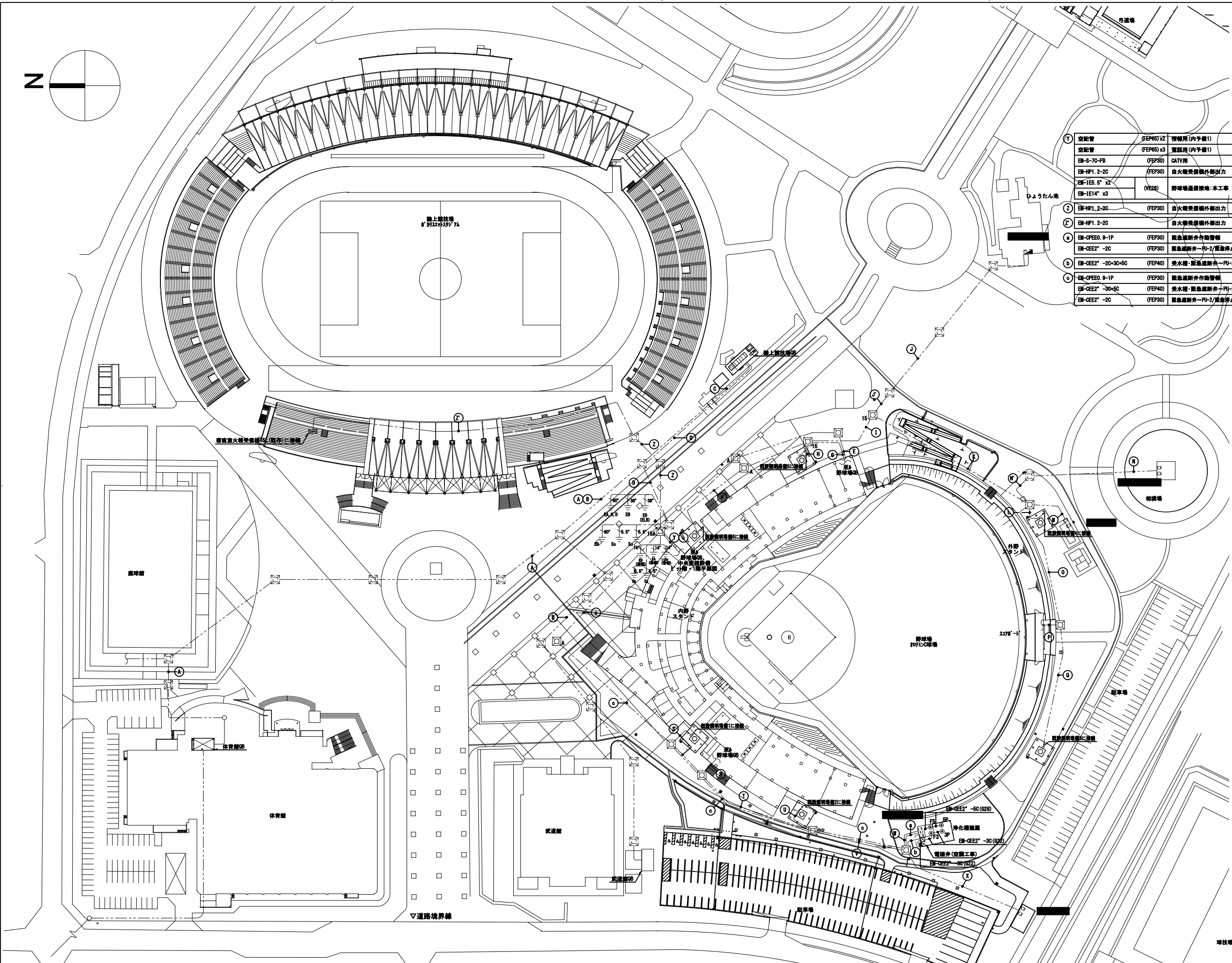
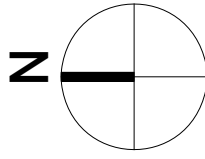
	第1工区
	第2工区
	第3工区
	外構工事
	舗装工事(路床までは本工事)
	浄化槽工事

- ※EXP.Jは第1工区とする。
- ※屋外機置場の基礎はそれぞれ第1工区～第3工区に含む。
- ※バックネット及びバックネット支柱は第1工区に含む。但し、支柱の根巻きRCは第2、3工区に含む。
- ※フィールド工事は別途工事とする。
- ※大型映像装置工事は別途工事とする。
- ※屋外スロープは別途工事とする。
- ※フィールド内の第1柵以降はフィールド工事とする。(建物からの雨水管は蹴出しまで)

一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第313839号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 高原 正行	法適合確認 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検査者 外山 博文	設計番号 17992	特記 徳島県県土整備部管轄	●工事名 R8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫美 野球場改築工事外構(担い手確保型)	●図面番号 G-011	●図面名 配置図	●縮尺 1/500(A1) 1/1000(A3)	 AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所 大阪 (〒) 第3204号	 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所 京都 豊島区 第11050号
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	--------------------------------------	--------------	---------------	------------------	---	----------------	-------------	--------------------------------	--	--



一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第313839号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 高原 正行	法適合確認欄 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検査者 外山 博文	設計番号 17992	特記 徳島県土整備部営繕課	●工事名 R8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫美 野球場改築工事外構(担い手確保型)	●図面番号 G-012	●図面名 現況図	●縮尺 1/500(A1) 1/1000(A3)	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪(特)第3204号	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------------	--------------	---------------	------------------	---	----------------	-------------	--------------------------------	--	--

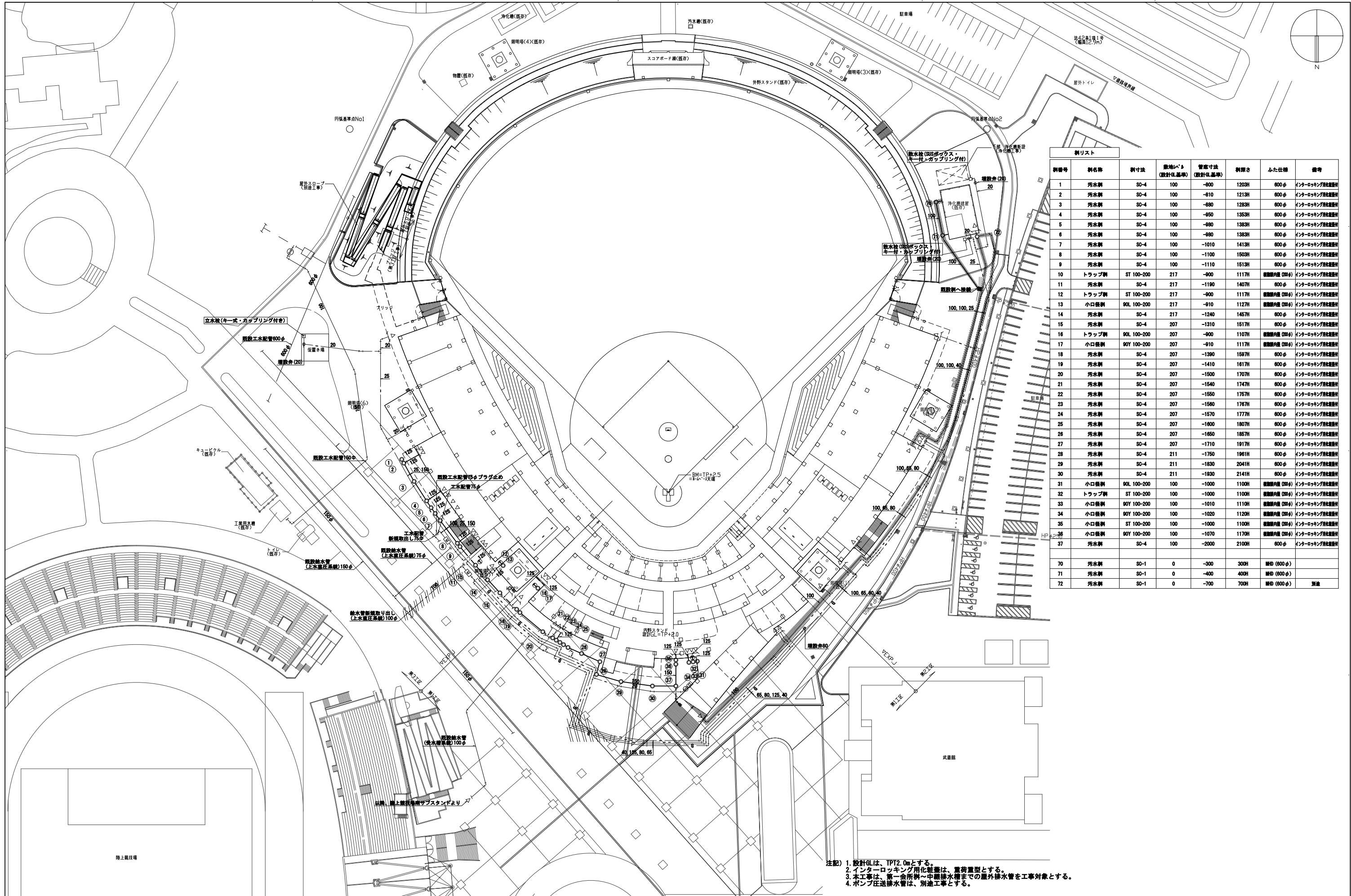


Y	配管	(FEP65) x2	情報用(内予備1)
	配管	(FEP65) x3	電話用(内予備1)
	EM-S-70-FB	(FEP90)	CATV用
	EM-HP1. 2-20	(FEP90)	自火検出警報外部出力
	EM-IE5. 5' x2	(VE28)	野球場電線埋設:本工事
	EM-IE14' x3		
Z	EM-HP1. 2-20	(FEP90)	自火検出警報外部出力
	EM-HP1. 2-20	(FEP90)	自火検出警報外部出力
A	EM-OPE0. 8-1P	(FEP90)	緊急遮断弁作動警報
	EM-OEE2' -20	(FEP90)	緊急遮断弁~PU-2/緊急停止
B	EM-OEE2' -20x30x50	(FEP40)	受水槽-緊急遮断弁~PU-2
C	EM-OPE0. 8-1P	(FEP90)	緊急遮断弁作動警報
	EM-OEE2' -30x50	(FEP40)	受水槽-緊急遮断弁~PU-2
	EM-OEE2' -20	(FEP90)	緊急遮断弁~PU-2/緊急停止

凡例  
特記なき記号は下記による。

記号	名称	備考
□	制御盤	
○	消火制御盤	
□	キュービクル	
○	引込柱	
□	心D 8-9 (既設)	
□	心D 8-9 (新設)	900x900x900 (重量20t化設置付)
□	心D 8-9 (新設)	1500x1500x1500 (重量20t化設置付)
□	心D 8-9 (新設)	900x900x900 (心D 8-9用化粧蓋)
□	心D 8-9 (新設)	1500x1500x1500 (心D 8-9用化粧蓋)
○	電線埋設	衛生設備支給取付本工事
○	Fn	70-H以外付

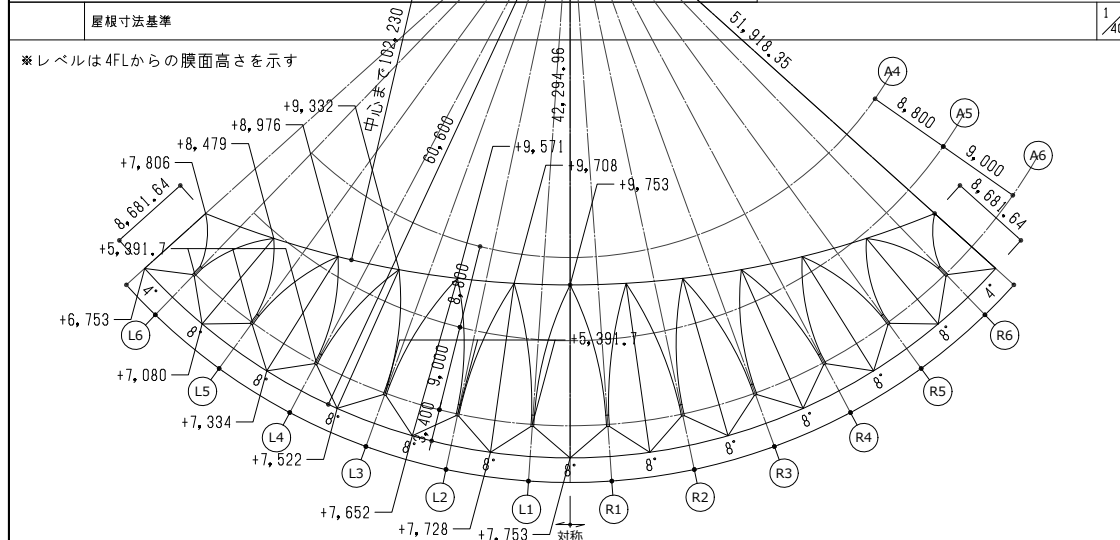
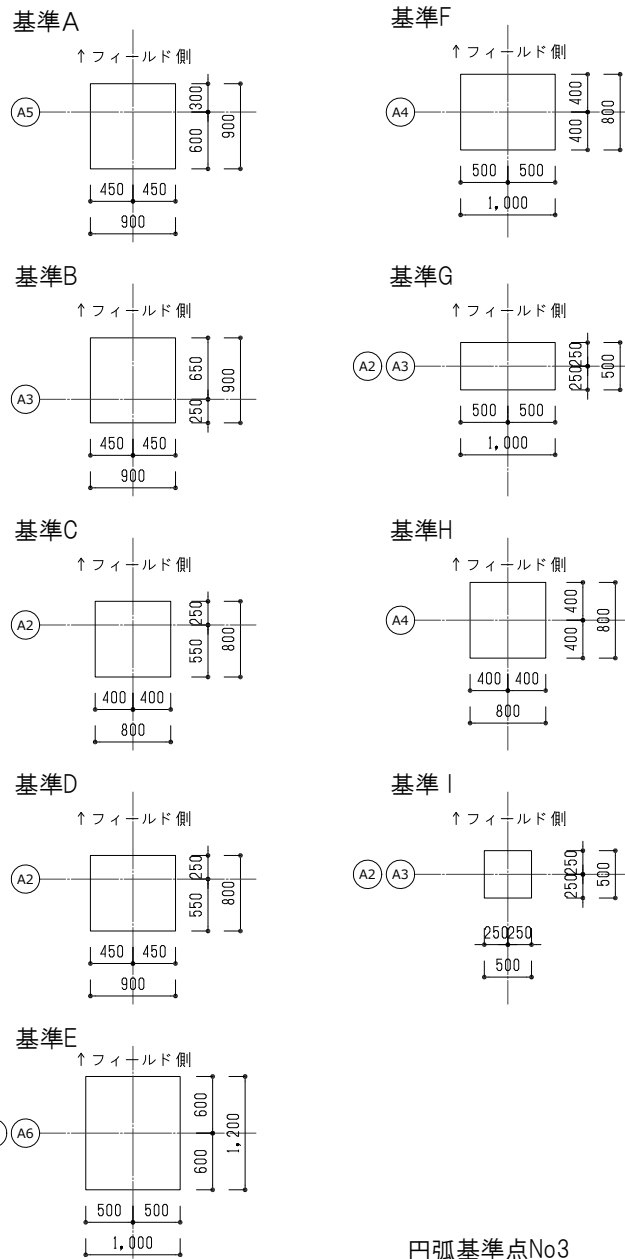
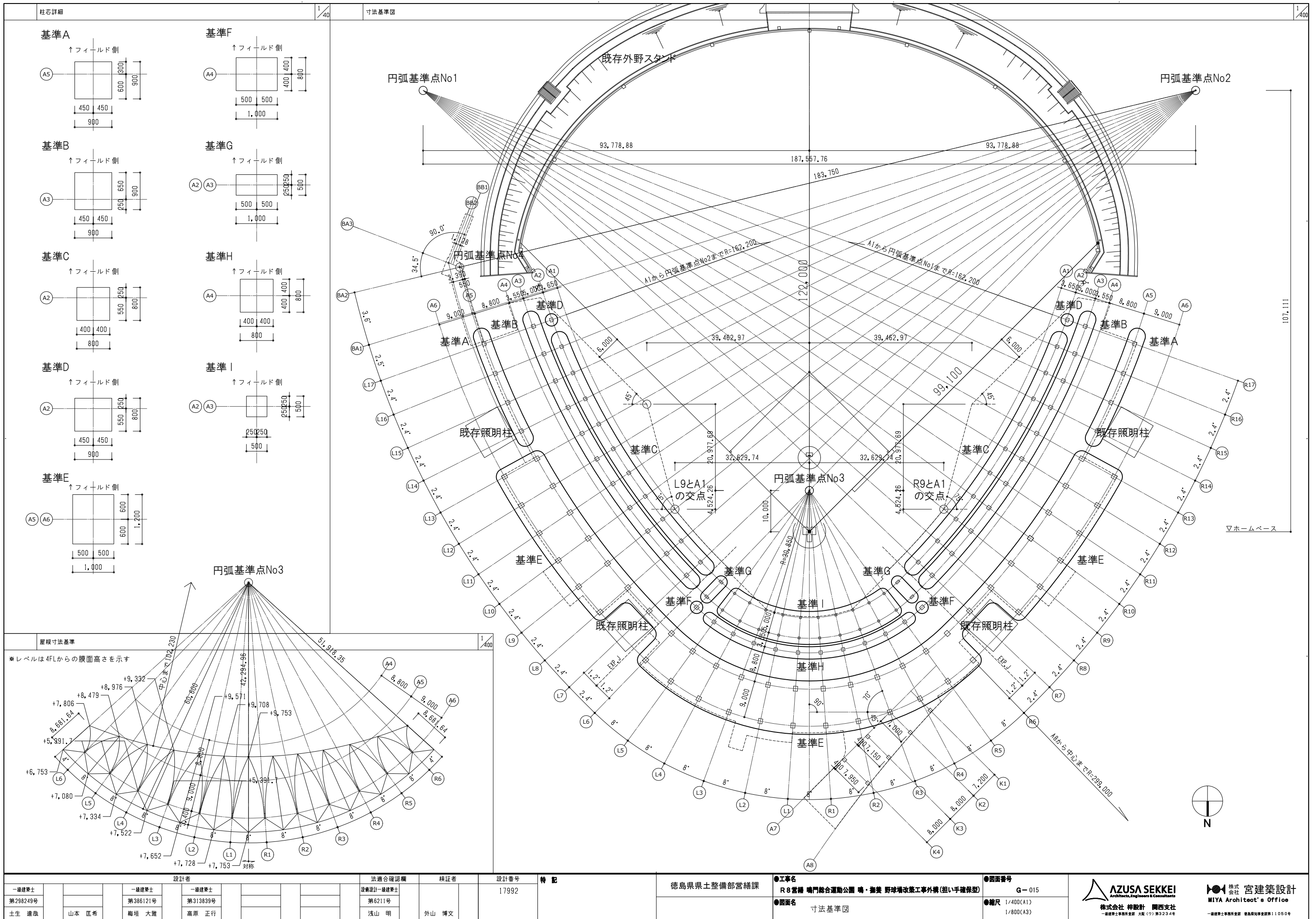
A	8kV EM-OET60'	(既設FEP90)	体育館~競技場:別注
B	8kV EM-OET38'	(既設FEP90)	競技場~武道館:別注
C	8kV EM-OET60'	(既設FEP90)	体育館~競技場:別注
	8kV EM-OET38'	(既設FEP90)	競技場~武道館:別注
D	8kV EM-OET38'	(既設FEP90)	競技場~野球場:本工事
E	EM-IE5. 5' x2	(VE54)	野球場電線埋設:本工事
	EM-IE38' x2		
	EM-IE90' x2		
	8kV EM-OET38'	(既設FEP90)	競技場~野球場:本工事
F	EM-OET100'	(FEP65)	既設照明塔盤6: NLL212
G	EM-OET100'	(FEP65)	既設照明塔盤6: NLL212
	EM-OET150'	(FEP100)	既設照明塔盤5: NLL211
	EM-OET100'	(FEP90)	既設集会所盤: NLL111
	EM-OET38'	(FEP90)	既設集会所盤: NLP109
	EM-OE8' -30	(FEP30)	既設相換機L-1: NLL213
	EM-OE8' -30	(FEP30)	既設L-RC: NLL214
	EM-OET150'	(FEP100)	既設照明塔盤4: NLL210
	EM-OET200'	(FEP100)	スコアボード: NLP204
	EM-OET60' IE5. 5'	(FEP65)	スコアボード内 太陽光パワーコンディショナ
	EM-KPEE-S1. 25' -2P	(FEP30)	
	EM-OET150' x2	(FEP100) x2	既設照明塔盤3: NLL110
H	EM-OET150'	(FEP100)	既設照明塔盤5: NLL211
I	EM-OET100'	(FEP90)	既設集会所盤: NLL111
	EM-OET38'	(FEP90)	既設集会所盤: NLP109
	EM-OE8' -30	(FEP30)	既設相換機L-1: NLL213
	EM-OE8' -30	(FEP30)	既設L-RC: NLL214
	EM-OET150'	(FEP100)	既設照明塔盤4: NLL210
	EM-OET200'	(FEP100)	スコアボード: NLP204
	EM-OET60' IE5. 5'	(FEP65)	スコアボード内 太陽光パワーコンディショナ
	EM-KPEE-S1. 25' -2P	(FEP30)	
	EM-OET150' x2	(FEP100) x2	既設照明塔盤3: NLL110
J	EM-OET100'	(既設FEP90)	既設集会所盤: NLL111
	EM-OET38'	(既設FEP90)	既設集会所盤: NLP109
K	EM-OET100'	(FEP90)	既設集会所盤: NLL111
	EM-OET38'	(FEP90)	既設集会所盤: NLP109
L	EM-OE8' -30	(FEP30)	既設相換機L-1: NLL213
	EM-OE8' -30	(FEP30)	既設L-RC: NLL214
M	EM-OE8' -30	(FEP30)	既設相換機L-1: NLL213
N	EM-OE8' -30	(FEP30)	既設相換機L-1: NLL213
O	EM-OET200'	(FEP100)	スコアボード: NLP204
	EM-OET60' IE5. 5'	(FEP65)	スコアボード内 太陽光パワーコンディショナ
	EM-KPEE-S1. 25' -2P	(FEP30)	
	EM-OET150' x2	(FEP100) x2	既設照明塔盤3: NLL110
P	EM-OET200'	(FEP100)	スコアボード: NLP204
	EM-OET60' IE5. 5'	(FEP65)	スコアボード内 太陽光パワーコンディショナ
	EM-KPEE-S1. 25' -2P	(FEP30)	
	EM-OET150' x2	(FEP100) x2	既設照明塔盤3: NLL110
Q	EM-OET150' x2	(FEP100) x2	既設照明塔盤3: NLL110
R	EM-OET100'	(FEP65)	既設照明塔盤1: NLL108
	EM-OET100'	(FEP65)	既設照明塔盤2: NLL109
	EM-OET150' x2	(FEP100) x2	浄化槽制御盤: NLP202
	EM-OE8' -30	(FEP30)	既設W00盤: NLL215
S	EM-OET100'	(既設FEP65)	既設照明塔盤1: NLL108
T	EM-OET100'	(FEP65)	既設照明塔盤2: NLL109
	EM-OET150' x2	(FEP100) x2	浄化槽制御盤: NLP202
	EM-OE8' -30	(既設FEP30)	既設W00盤: NLL215
U	EM-OET100'	(既設FEP65)	既設照明塔盤2: NLL109
V	EM-OET150' x2	(FEP100) x2	浄化槽制御盤: NLP202
	EM-OE8' -30	(既設FEP30)	既設W00盤: NLL215
W	EM-OET150' x2	(FEP100) x2	浄化槽制御盤: NLP202
X	EM-OE8' -30	(既設FEP30)	既設W00盤: NLL215



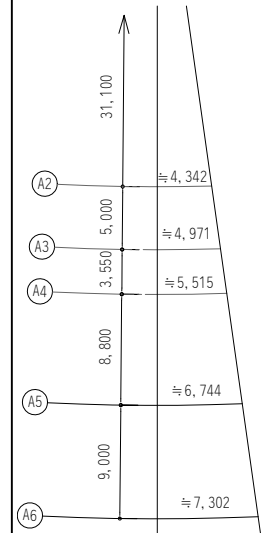
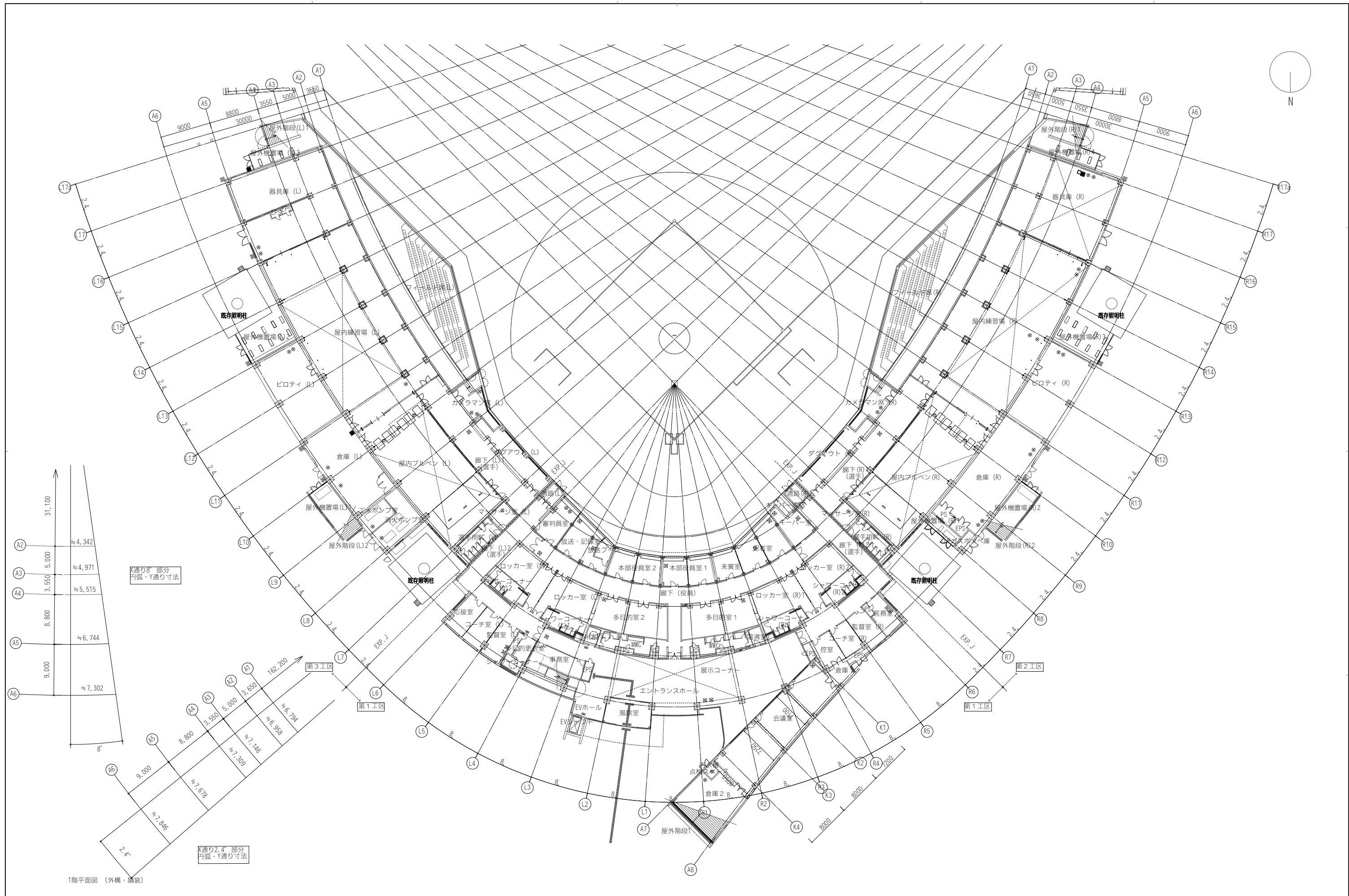
割番号	割名称	割寸法	敷地レベル (設計仕基準)	管底寸法 (設計仕基準)	斜率	ふた仕様	備考
1	汚水割	SO-4	100	-800	1203H	600φ	インターロッキング敷設
2	汚水割	SO-4	100	-810	1213H	600φ	インターロッキング敷設
3	汚水割	SO-4	100	-880	1283H	600φ	インターロッキング敷設
4	汚水割	SO-4	100	-950	1353H	600φ	インターロッキング敷設
5	汚水割	SO-4	100	-980	1383H	600φ	インターロッキング敷設
6	汚水割	SO-4	100	-980	1383H	600φ	インターロッキング敷設
7	汚水割	SO-4	100	-1010	1413H	600φ	インターロッキング敷設
8	汚水割	SO-4	100	-1100	1503H	600φ	インターロッキング敷設
9	汚水割	SO-4	100	-1110	1513H	600φ	インターロッキング敷設
10	トラップ割	ST 100-200	217	-900	1117H	割断内径 (20φ)	インターロッキング敷設
11	汚水割	SO-4	217	-1190	1407H	600φ	インターロッキング敷設
12	トラップ割	ST 100-200	217	-900	1117H	割断内径 (20φ)	インターロッキング敷設
13	小口割	90L 100-200	217	-910	1127H	割断内径 (20φ)	インターロッキング敷設
14	汚水割	SO-4	217	-1240	1457H	600φ	インターロッキング敷設
15	汚水割	SO-4	207	-1310	1517H	600φ	インターロッキング敷設
16	トラップ割	90L 100-200	207	-900	1107H	割断内径 (20φ)	インターロッキング敷設
17	小口割	90Y 100-200	207	-910	1117H	割断内径 (20φ)	インターロッキング敷設
18	汚水割	SO-4	207	-1390	1597H	600φ	インターロッキング敷設
19	汚水割	SO-4	207	-1410	1617H	600φ	インターロッキング敷設
20	汚水割	SO-4	207	-1500	1707H	600φ	インターロッキング敷設
21	汚水割	SO-4	207	-1540	1747H	600φ	インターロッキング敷設
22	汚水割	SO-4	207	-1550	1757H	600φ	インターロッキング敷設
23	汚水割	SO-4	207	-1560	1767H	600φ	インターロッキング敷設
24	汚水割	SO-4	207	-1570	1777H	600φ	インターロッキング敷設
25	汚水割	SO-4	207	-1800	1807H	600φ	インターロッキング敷設
26	汚水割	SO-4	207	-1850	1857H	600φ	インターロッキング敷設
27	汚水割	SO-4	207	-1710	1917H	600φ	インターロッキング敷設
28	汚水割	SO-4	211	-1750	1961H	600φ	インターロッキング敷設
29	汚水割	SO-4	211	-1830	2041H	600φ	インターロッキング敷設
30	汚水割	SO-4	211	-1830	2141H	600φ	インターロッキング敷設
31	小口割	90L 100-200	100	-1000	1100H	割断内径 (20φ)	インターロッキング敷設
32	トラップ割	ST 100-200	100	-1000	1100H	割断内径 (20φ)	インターロッキング敷設
33	小口割	90Y 100-200	100	-1010	1110H	割断内径 (20φ)	インターロッキング敷設
34	小口割	90Y 100-200	100	-1020	1120H	割断内径 (20φ)	インターロッキング敷設
35	小口割	ST 100-200	100	-1000	1100H	割断内径 (20φ)	インターロッキング敷設
36	小口割	90Y 100-200	100	-1070	1170H	割断内径 (20φ)	インターロッキング敷設
37	汚水割	SO-4	100	-2000	2100H	600φ	インターロッキング敷設
70	汚水割	SO-1	0	-300	300H	割ID (600φ)	
71	汚水割	SO-1	0	-400	400H	割ID (600φ)	
72	汚水割	SO-1	0	-700	700H	割ID (600φ)	別途

注記) 1. 設計仕は、TPT2.0mとする。  
 2. インターロッキング用化粧蓋は、重荷重型とする。  
 3. 本工事は、第一会所側～中継排水槽までの屋外排水管を工事対象とする。  
 4. ポンプ圧送排水管は、別途工事とする。

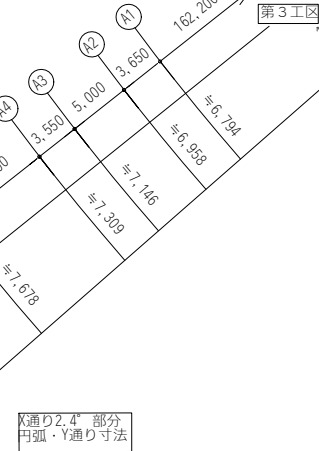
一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第313839号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 高原 正行	法適合確認欄 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検証者 外山 博文	設計番号 17992	特記 徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改修工事外構(担い手確保型)	●図面番号 G-014	●図面名 支障物図面(2)	●縮尺 A1:1/500 A3:1/1000	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所 大阪 (〒) 第2234号	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所 徳島県鳴門市鳴門1050号
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------------	--------------	---------------	-------------------	---	----------------	------------------	------------------------------	--	---



一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第313839号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 高原 正行	法適合確認欄 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検査者 外山 博文	設計番号 17992	特記 徳島県土整備部営繕課	●工事名 R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・徳美 野球場改築工事外構(担い手確保型)	●図面番号 G-015	●縮尺 1/400(A1) 1/800(A3)	●図面名 寸法基準図	●縮尺 1/400(A1) 1/800(A3)	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪 (特) 第3204号	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------------	--------------	---------------	------------------	--	----------------	-------------------------------	---------------	-------------------------------	--	--



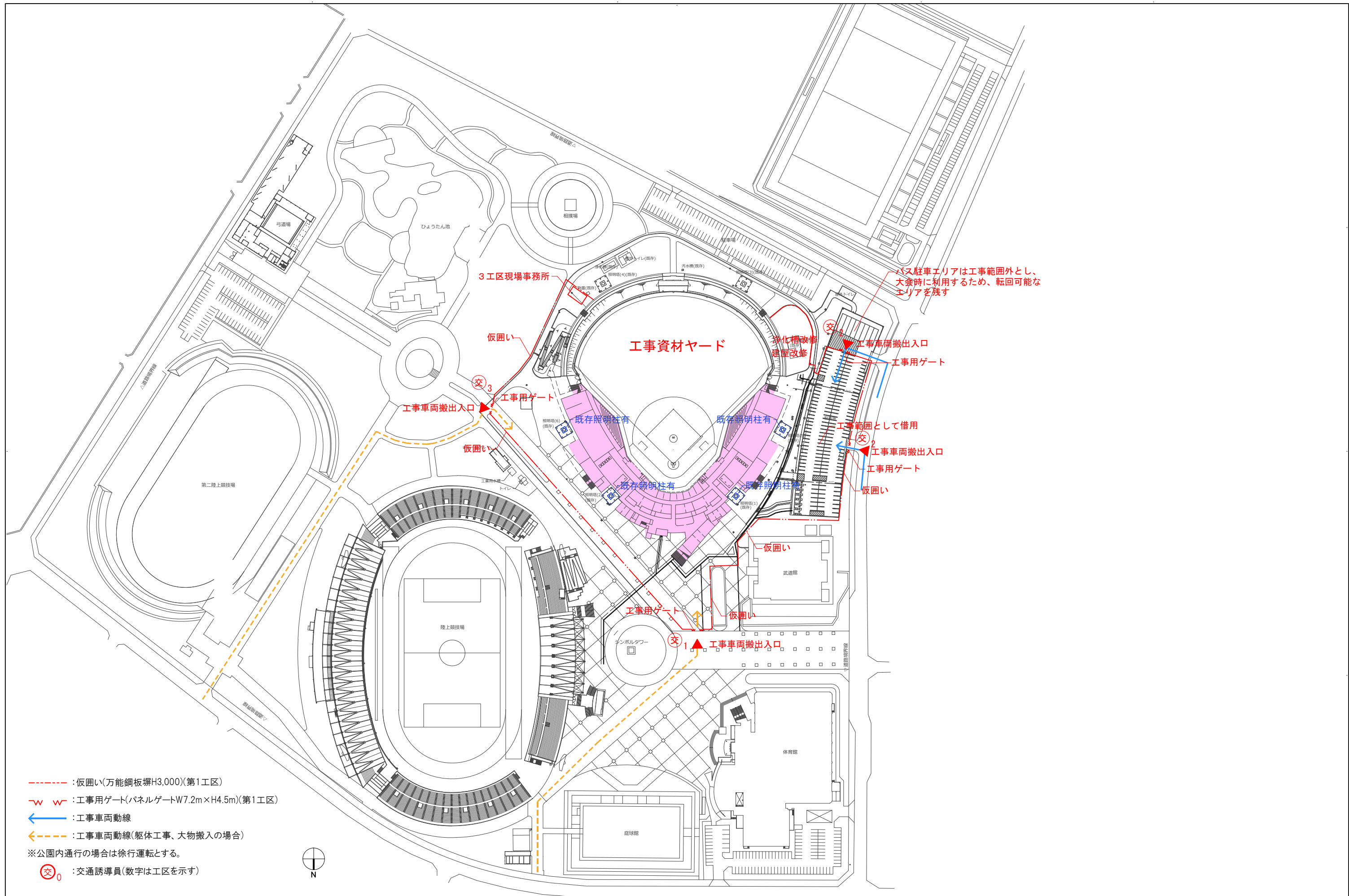
※通り8'部分  
円弧・Y通り寸法



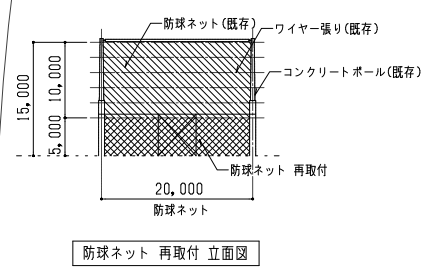
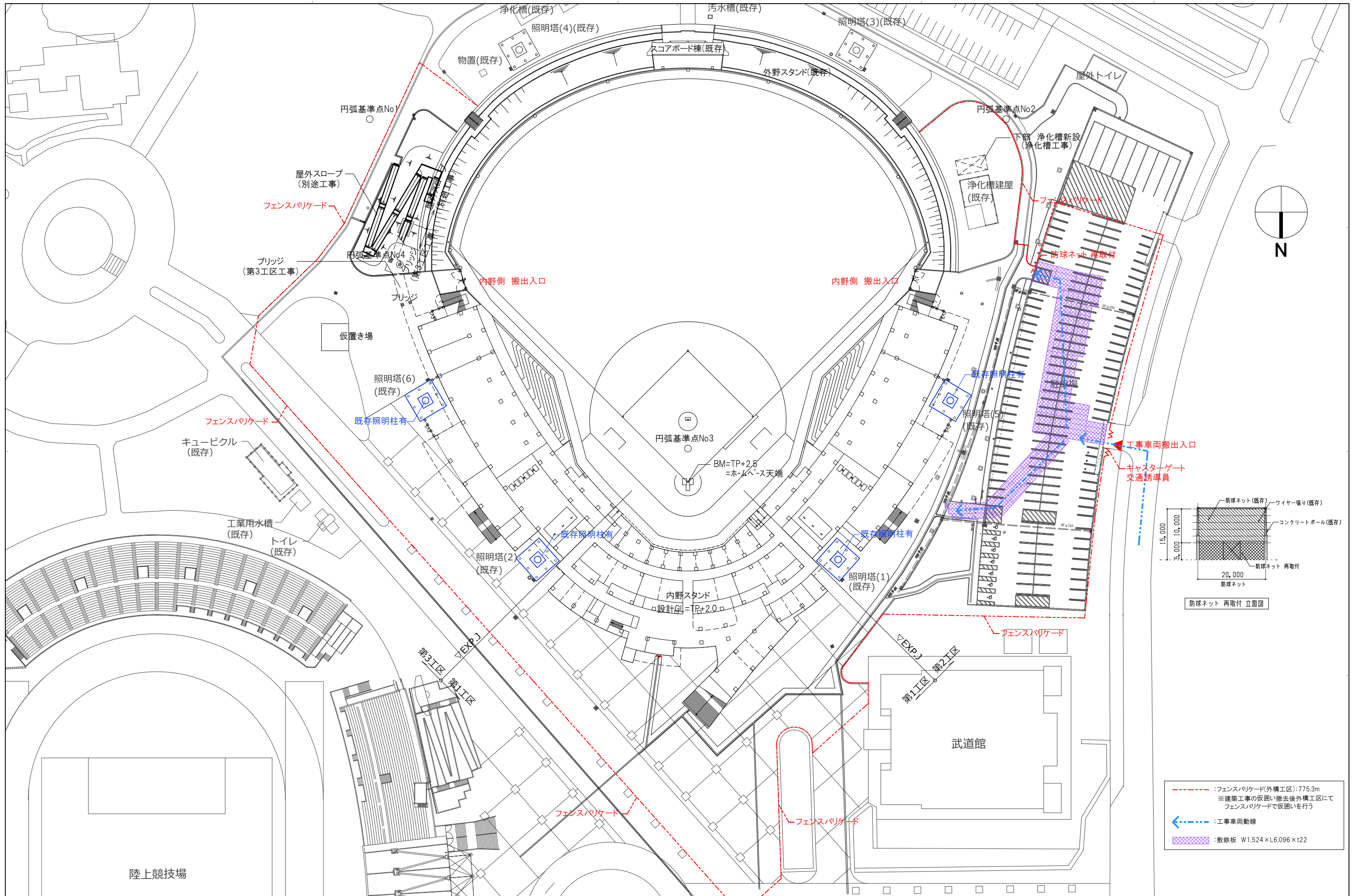
※通り2.4'部分  
円弧・Y通り寸法

1階平面図 (外構・舗装)

一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第313839号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 高原 正行	法適合確認欄 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検証者 外山 博文	設計番号 17992	特記 徳島県県土整備部管轄課	●工事名 R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構(担い手確保型)	●図面名 1階平面図 (別途工事)	●図面番号 G-016	●縮尺 1 : 300 (A1) 1 : 600 (A3)	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪 (特) 第3234号	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------------	--------------	---------------	-------------------	--	----------------------	----------------	-------------------------------------	--	--

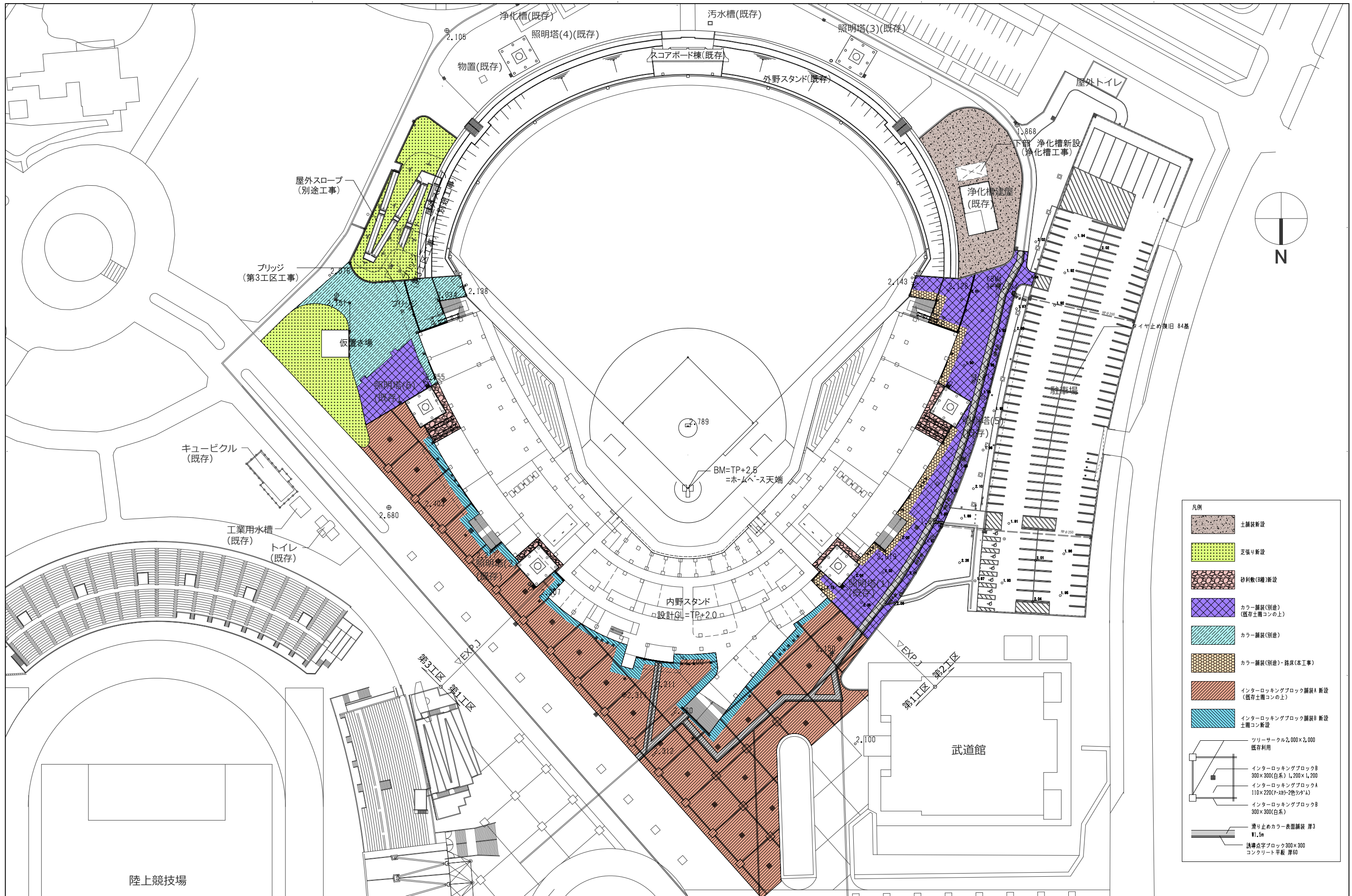


設計者						法適合確認欄		検証者	設計番号	特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪(特)第3234号	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 葵	一級建築士 第313839号 高原 正行	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明		外山 博文	17992		徳島県土整備部営繕課	R8当階 鳴門総合運動公園 鳴・撫美 野球場改築工事外構(担い手確保型)	G-017		
●図面名											仮設計図面(1)(別途工事)				



- - - フェンスバリアード(外構工区):775.3m  
※建築工事の仮囲い撤去後外構工区にてフェンスバリアードで仮囲いを行う
- ← 工事車両動線
- 敷鉄板 W1,524×L6,096×t22

一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第313839号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 高原 正行	法適合確認欄 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検証者 外山 博文	設計番号 17992	特記 徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫美 野球場改築工事外構(担い手確保型)	●図面番号 仮設計図面(2)	●図面番号 G-018	●縮尺 1/500(A1) 1/1000(A3)	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所 大阪 (〒) 552-0449	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所 徳島県鳴門市長 11050号
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------------	--------------	---------------	-------------------	--	-------------------	----------------	--------------------------------	--	--



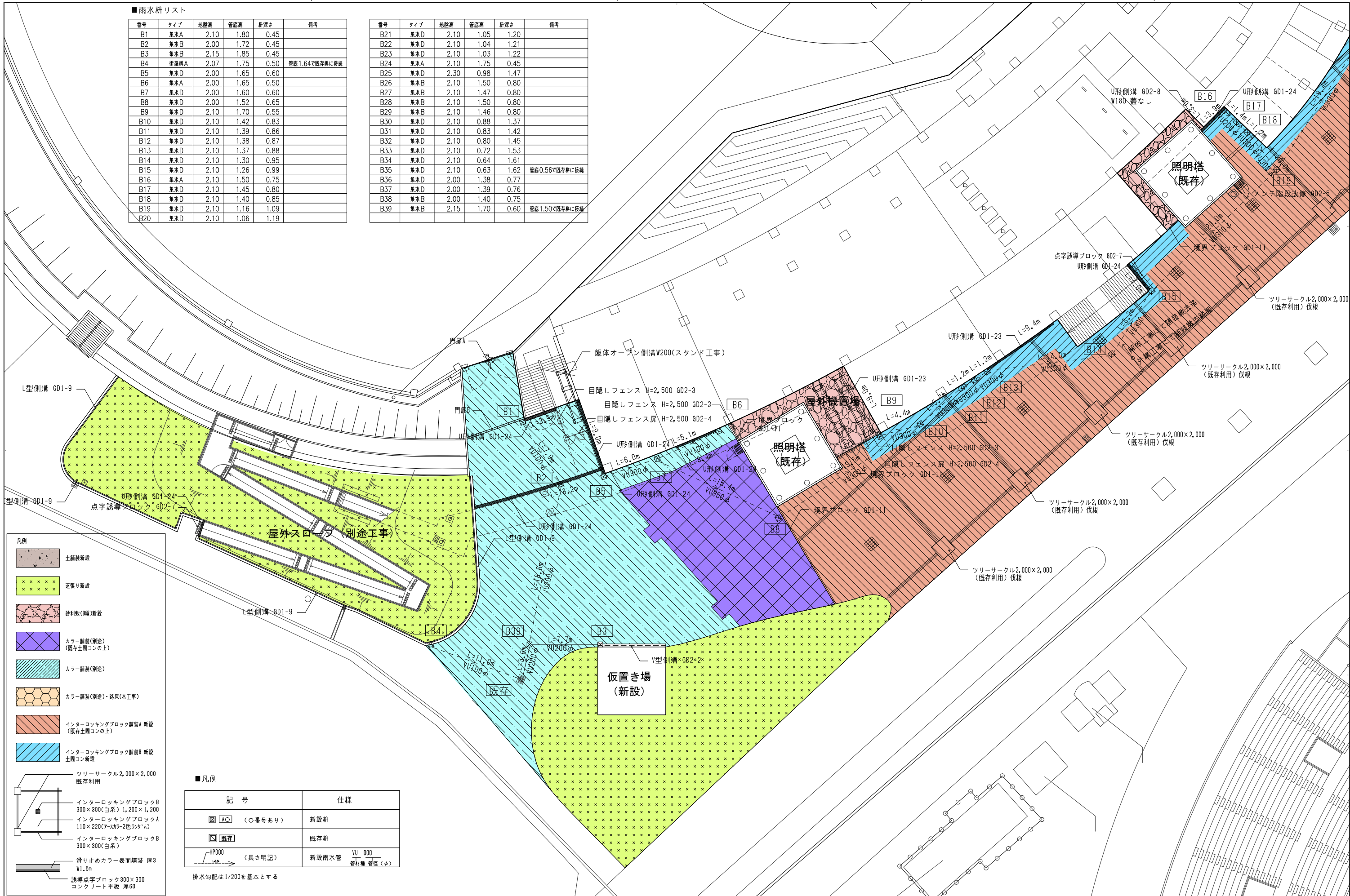
- 凡例
- 土舗装新設
  - 芝張り新設
  - 砂利敷(3種)新設
  - カラー舗装(別途)  
(既存土間コンの上)
  - カラー舗装(別途)
  - カラー舗装(別途)・路床(本工事)
  - インターlockingブロック舗装A 新設  
(既存土間コンの上)
  - インターlockingブロック舗装B 新設  
土間コン新設
  - ツリサークルφ2,000×2,000  
既存利用
  - インターlockingブロックB  
300×300(白系) 1,200×1,200
  - インターlockingブロックA  
110×220(7-8桁-2色別々)
  - インターlockingブロックB  
300×300(白系)
  - 滑り止めカラー表面舗装 厚3  
11.5m
  - 誘導点字ブロック 300×300  
コンクリート平板 厚60

一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第313839号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 高原 正行	法適合確認欄 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検査者 外山 博文	設計番号 17992	特記 徳島県県土整備部管轄課	●工事名 R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫美 野球場改築工事外構(担い手確保型)	●図面番号 G-019	●縮尺 1/500(A1) 1/1000(A3)	●図面名 外構計画図(1)	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所 大阪 (〒) 第3204号	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所 徳島 徳島県徳島市東区第11050号
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------------	--------------	---------------	-------------------	--	----------------	--------------------------------	------------------	--	--

■雨水研リスト

番号	タイプ	地盤高	管底高	研深さ	備考
B1	集水A	2.10	1.80	0.45	
B2	集水B	2.00	1.72	0.45	
B3	集水B	2.15	1.85	0.45	
B4	街渠線A	2.07	1.75	0.50	管径1.64で既存側に接続
B5	集水D	2.00	1.65	0.60	
B6	集水A	2.00	1.65	0.50	
B7	集水D	2.00	1.60	0.60	
B8	集水D	2.00	1.52	0.65	
B9	集水D	2.10	1.70	0.55	
B10	集水D	2.10	1.42	0.83	
B11	集水D	2.10	1.39	0.86	
B12	集水D	2.10	1.38	0.87	
B13	集水D	2.10	1.37	0.88	
B14	集水D	2.10	1.30	0.95	
B15	集水D	2.10	1.26	0.99	
B16	集水A	2.10	1.50	0.75	
B17	集水D	2.10	1.45	0.80	
B18	集水D	2.10	1.40	0.85	
B19	集水D	2.10	1.16	1.09	
B20	集水D	2.10	1.06	1.19	

番号	タイプ	地盤高	管底高	研深さ	備考
B21	集水D	2.10	1.05	1.20	
B22	集水D	2.10	1.04	1.21	
B23	集水D	2.10	1.03	1.22	
B24	集水A	2.10	1.75	0.45	
B25	集水D	2.30	0.98	1.47	
B26	集水B	2.10	1.50	0.80	
B27	集水B	2.10	1.47	0.80	
B28	集水B	2.10	1.50	0.80	
B29	集水B	2.10	1.46	0.80	
B30	集水D	2.10	0.88	1.37	
B31	集水D	2.10	0.83	1.42	
B32	集水D	2.10	0.80	1.45	
B33	集水D	2.10	0.72	1.53	
B34	集水D	2.10	0.64	1.61	
B35	集水D	2.10	0.63	1.62	管径0.56で既存側に接続
B36	集水D	2.00	1.38	0.77	
B37	集水D	2.00	1.39	0.76	
B38	集水B	2.00	1.40	0.75	
B39	集水B	2.15	1.70	0.60	管径1.50で既存側に接続



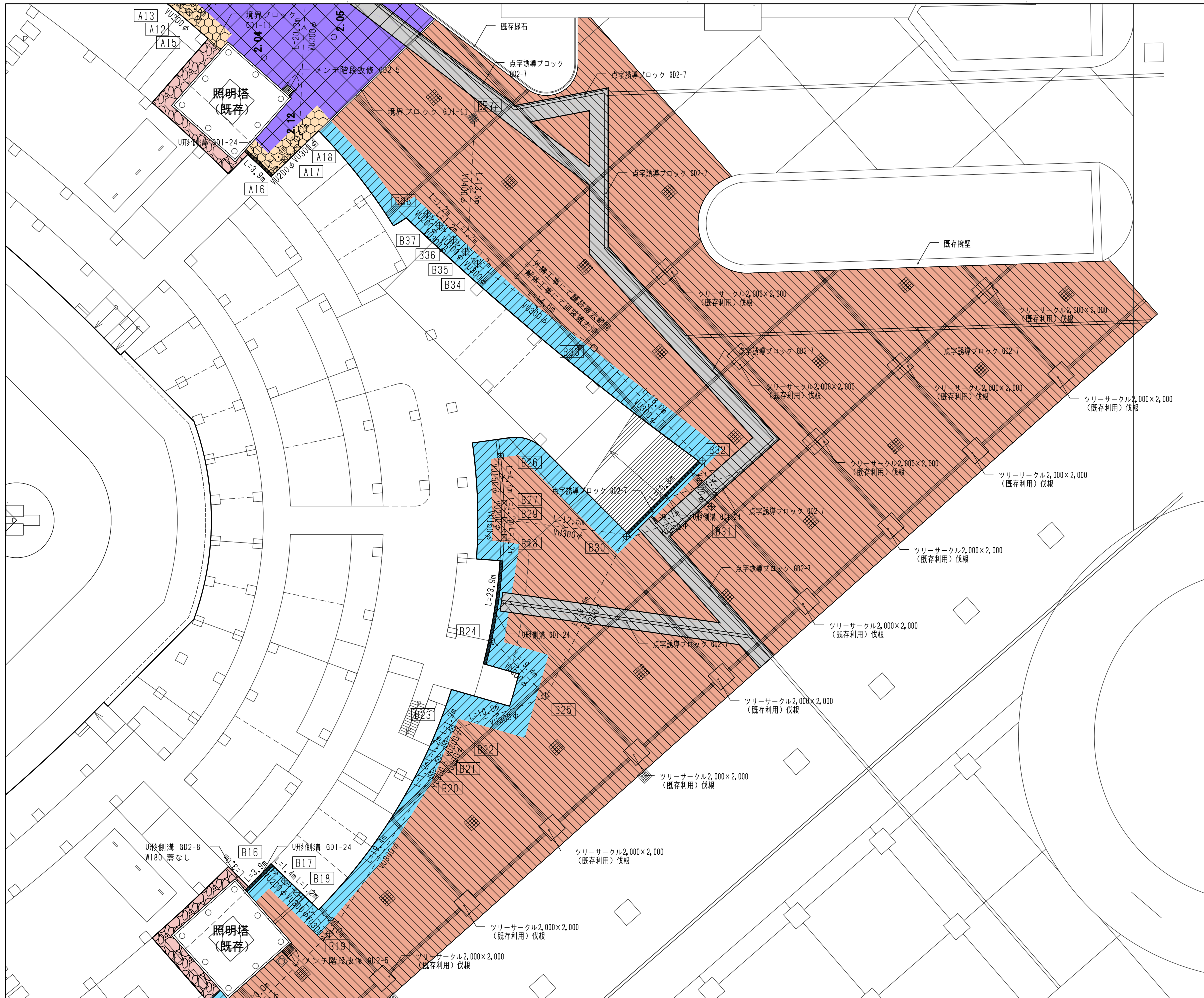
凡例

- 土舗装新設
- 芝張り新設
- 砂利敷(8種)新設
- カラー舗装(別途) (既存土層コンの上)
- カラー舗装(別途)
- カラー舗装(別途)・路床(本工程)
- インターロッキングブロック舗装A 新設 (既存土層コンの上)
- インターロッキングブロック舗装B 新設 土層コン新設
- ツリーサークル2,000×2,000 既存利用
- インターロッキングブロックB 300×300(台系) 1,200×1,200
- インターロッキングブロックA 110×220(アスファルト2色タイプ)
- インターロッキングブロックB 300×300(台系)
- 滑り止めカラー表面舗装 厚3 W1.5m
- 誘導点字ブロック300×300 コンクリート平板 厚60

■凡例

記号	仕様
□ AO (○番号あり)	新設研
□ 既存	既存研
HP000 (長さ明記)	新設雨水管 VU 000 管材質 管径(φ)

排水勾配は1/200を基本とする



■凡例

記号	仕様
☐ A○ (○番号あり)	新設柵
☐ 既存	既存柵
HP000 (長さ明記)	新設雨水管 VU 000 管材質 管径 (φ)

排水勾配は1/200を基本とする

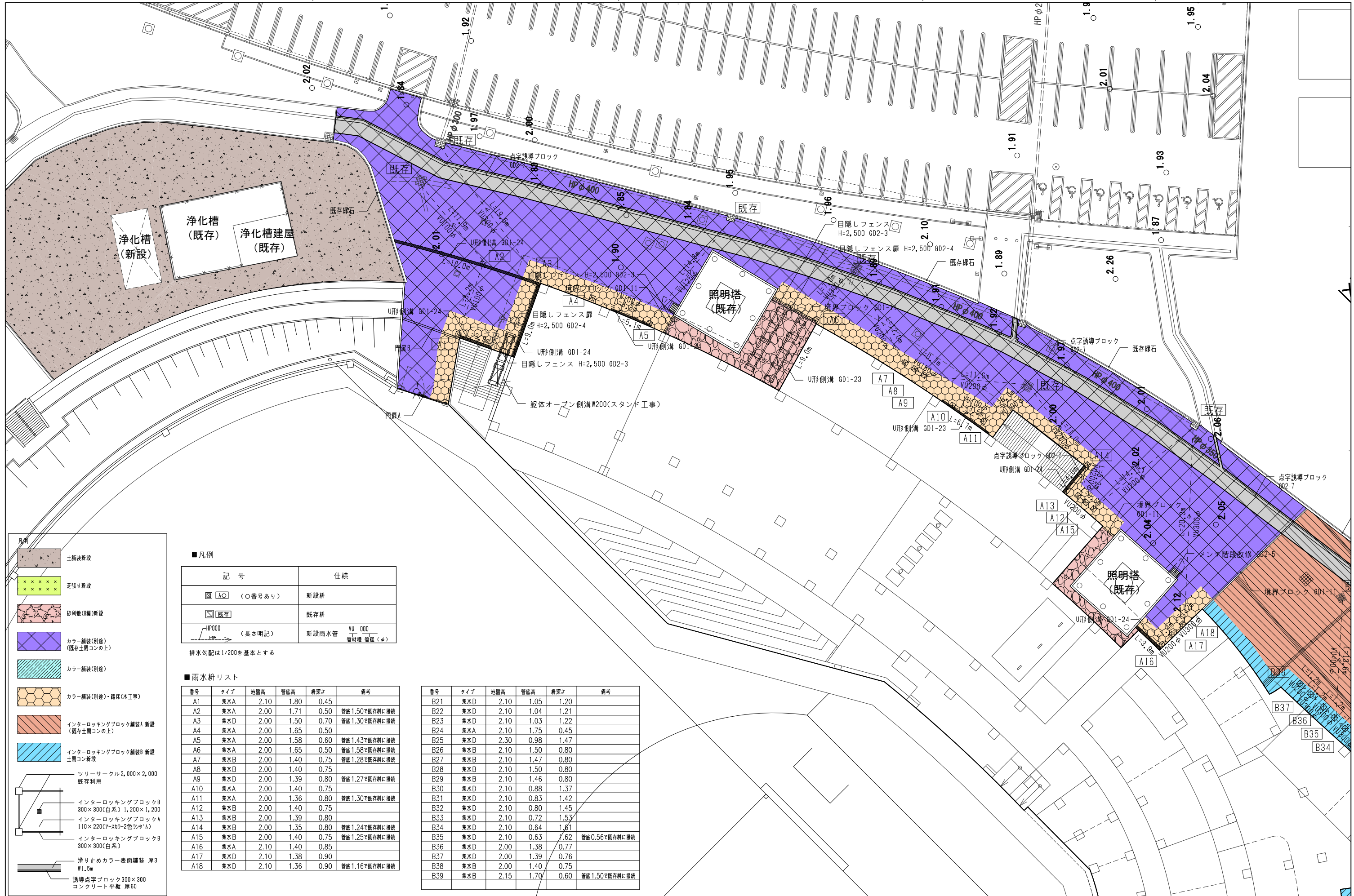
■雨水柵リスト

番号	タイプ	地盤高	管底高	柵深さ	備考
B1	集水A	2.10	1.80	0.45	
B2	集水B	2.00	1.72	0.45	
B3	集水B	2.15	1.85	0.45	
B4	街路側A	2.07	1.75	0.50	管底1.64で既存柵に接続
B5	集水D	2.00	1.65	0.60	
B6	集水A	2.00	1.65	0.50	
B7	集水D	2.00	1.60	0.60	
B8	集水D	2.00	1.52	0.65	
B9	集水D	2.10	1.70	0.55	
B10	集水D	2.10	1.42	0.83	
B11	集水D	2.10	1.39	0.86	
B12	集水D	2.10	1.38	0.87	
B13	集水D	2.10	1.37	0.88	
B14	集水D	2.10	1.30	0.95	
B15	集水D	2.10	1.26	0.99	
B16	集水A	2.10	1.50	0.75	
B17	集水D	2.10	1.45	0.80	
B18	集水D	2.10	1.40	0.85	
B19	集水D	2.10	1.16	1.09	
B20	集水D	2.10	1.06	1.19	
B21	集水D	2.10	1.05	1.20	
B22	集水D	2.10	1.04	1.21	
B23	集水D	2.10	1.03	1.22	
B24	集水A	2.10	1.75	0.45	
B25	集水D	2.30	0.98	1.47	
B26	集水B	2.10	1.50	0.80	
B27	集水B	2.10	1.47	0.80	
B28	集水B	2.10	1.50	0.80	
B29	集水B	2.10	1.46	0.80	
B30	集水D	2.10	0.88	1.37	
B31	集水D	2.10	0.83	1.42	
B32	集水D	2.10	0.80	1.45	
B33	集水D	2.10	0.72	1.53	
B34	集水D	2.10	0.64	1.61	
B35	集水D	2.10	0.63	1.62	管底0.56で既存柵に接続
B36	集水D	2.00	1.38	0.77	
B37	集水D	2.00	1.39	0.76	
B38	集水B	2.00	1.40	0.75	
B39	集水B	2.15	1.70	0.60	管底1.50で既存柵に接続

凡例

- 土舗装新設
- 芝張り新設
- 砂利敷(3種)新設
- カラー舗装(別途) (既存土間コンの上)
- カラー舗装(別途)
- カラー舗装(別途)・路床(本工事)
- インターlockingブロック舗装A新設 (既存土間コンの上)
- インターlockingブロック舗装B新設 土間コン新設
- ツリーサークル2,000×2,000 既存利用
- ツリーサークル2,000×2,000 新設
- インターlockingブロックB 300×300(白系) 1,200×1,200
- インターlockingブロックA 110×220(7-スリット2色ツタム)
- インターlockingブロックB 300×300(白系)
- 滑り止めカラー表面舗装 厚3 W1.5m
- 誘導点字ブロック300×300 コンクリート平板 厚60

一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第313839号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 高原 正行	法務確認 第6211号 浅山 明	検査者 外山 博文	設計番号 17992	特記 徳島県土木整備部管轄課	●工事名 R8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構(担い手確保型)	●図面番号 G-021	●縮尺 1/200(A1) 1/400(A3)	●設計者 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所 大阪 (有) 第2204号	●監理者 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所 京都 第11050号
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	------------------------	--------------	---------------	-------------------	---	----------------	-------------------------------	---	--



**凡例**

- 土舗装新設
- 芝張り新設
- 砂利敷(8種)新設
- カラー舗装(別塗) (既存土層コンの上)
- カラー舗装(別塗)
- カラー舗装(別塗)・路床(本工程)
- インターロッキングブロック舗装A新設 (既存土層コンの上)
- インターロッキングブロック舗装B新設 土層コン新設
- ツリーサークル2,000×2,000 既存利用
- インターロッキングブロックB 300×300(台系) 1,200×1,200
- インターロッキングブロックA 110×220(アースカラー2色タイプA)
- インターロッキングブロックB 300×300(台系)
- 滑り止めカラー表面舗装 厚3 W1.5m
- 誘導点字ブロック300×300 コンクリート平板 厚60

**■凡例**

記号	仕様
□ (A○) (○番号あり)	新設枡
□ (既存)	既存枡
HP000 (長さ明記)	新設雨水管 VU 000 管材種 管径(φ)

排水勾配は1/200を基本とする

**■雨水枡リスト**

番号	タイプ	地盤高	管底高	軒深さ	備考
A1	集水A	2.10	1.80	0.45	
A2	集水A	2.00	1.71	0.50	管底1.50で既存枡に接続
A3	集水D	2.00	1.50	0.70	管底1.30で既存枡に接続
A4	集水A	2.00	1.65	0.50	
A5	集水A	2.00	1.58	0.60	管底1.43で既存枡に接続
A6	集水A	2.00	1.65	0.50	管底1.58で既存枡に接続
A7	集水B	2.00	1.40	0.75	管底1.28で既存枡に接続
A8	集水B	2.00	1.40	0.75	
A9	集水D	2.00	1.39	0.80	管底1.27で既存枡に接続
A10	集水A	2.00	1.40	0.75	
A11	集水A	2.00	1.36	0.80	管底1.30で既存枡に接続
A12	集水B	2.00	1.40	0.75	
A13	集水B	2.00	1.39	0.80	
A14	集水B	2.00	1.35	0.80	管底1.24で既存枡に接続
A15	集水B	2.00	1.40	0.75	管底1.25で既存枡に接続
A16	集水A	2.10	1.40	0.85	
A17	集水D	2.10	1.38	0.90	
A18	集水D	2.10	1.36	0.90	管底1.16で既存枡に接続
B21	集水D	2.10	1.05	1.20	
B22	集水D	2.10	1.04	1.21	
B23	集水D	2.10	1.03	1.22	
B24	集水A	2.10	1.75	0.45	
B25	集水D	2.30	0.98	1.47	
B26	集水B	2.10	1.50	0.80	
B27	集水B	2.10	1.47	0.80	
B28	集水B	2.10	1.50	0.80	
B29	集水D	2.10	1.46	0.80	
B30	集水D	2.10	0.88	1.37	
B31	集水D	2.10	0.83	1.42	
B32	集水D	2.10	0.80	1.45	
B33	集水D	2.10	0.72	1.53	
B34	集水D	2.10	0.64	1.61	
B35	集水D	2.10	0.63	1.62	管底0.56で既存枡に接続
B36	集水D	2.00	1.38	0.77	
B37	集水D	2.00	1.39	0.76	
B38	集水B	2.00	1.40	0.75	
B39	集水B	2.15	1.70	0.60	管底1.50で既存枡に接続

GD1-1	路盤厚さ(車道)	GD1-2	アスファルト舗装(車道)	GD1-3	アスファルト舗装(車道20t車対応)	GD1-6	インターロッキングブロック舗装A(既設土層利用)	GD1-7	インターロッキングブロック舗装B(下地土層コソト)	GD1-10	芝張り																																				
<p>路盤土の種類</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">標準の場合</th> <th colspan="2">平坦性の確保に配慮する必要がある場合</th> </tr> <tr> <td>路盤 T1=150</td> <td>路盤 T4=100</td> <td>路盤 T5=150</td> <td>路盤 T6=250</td> </tr> <tr> <td>表層 150</td> <td>表層 90</td> <td>表層 150</td> <td>表層 150</td> </tr> <tr> <td>路盤 150</td> <td>路盤 90</td> <td>路盤 150</td> <td>路盤 150</td> </tr> <tr> <td>路床</td> <td>路床</td> <td>路床</td> <td>路床</td> </tr> </table>		標準の場合		平坦性の確保に配慮する必要がある場合		路盤 T1=150	路盤 T4=100	路盤 T5=150	路盤 T6=250	表層 150	表層 90	表層 150	表層 150	路盤 150	路盤 90	路盤 150	路盤 150	路床	路床	路床	路床	<p>標準の場合</p>		<p>標準の場合</p>		<p>インターロッキング</p>		<p>インターロッキング</p>																			
標準の場合		平坦性の確保に配慮する必要がある場合																																													
路盤 T1=150	路盤 T4=100	路盤 T5=150	路盤 T6=250																																												
表層 150	表層 90	表層 150	表層 150																																												
路盤 150	路盤 90	路盤 150	路盤 150																																												
路床	路床	路床	路床																																												
<p>コンクリート舗装</p> <table border="1"> <tr> <td>表層 150</td> <td>表層 150</td> </tr> <tr> <td>路盤 150</td> <td>路盤 150</td> </tr> <tr> <td>路床</td> <td>路床</td> </tr> </table>		表層 150	表層 150	路盤 150	路盤 150	路床	路床	<p>コンクリート版</p> <table border="1"> <tr> <td>表層 150</td> <td>表層 150</td> </tr> <tr> <td>路盤 150</td> <td>路盤 150</td> </tr> <tr> <td>路床</td> <td>路床</td> </tr> </table>		表層 150	表層 150	路盤 150	路盤 150	路床	路床	<p>溶接金網</p> <table border="1"> <tr> <td>表層 150</td> <td>表層 150</td> </tr> <tr> <td>路盤 150</td> <td>路盤 150</td> </tr> <tr> <td>路床</td> <td>路床</td> </tr> </table>		表層 150	表層 150	路盤 150	路盤 150	路床	路床	<p>溶接金網</p> <table border="1"> <tr> <td>表層 150</td> <td>表層 150</td> </tr> <tr> <td>路盤 150</td> <td>路盤 150</td> </tr> <tr> <td>路床</td> <td>路床</td> </tr> </table>		表層 150	表層 150	路盤 150	路盤 150	路床	路床	<p>溶接金網</p> <table border="1"> <tr> <td>表層 150</td> <td>表層 150</td> </tr> <tr> <td>路盤 150</td> <td>路盤 150</td> </tr> <tr> <td>路床</td> <td>路床</td> </tr> </table>		表層 150	表層 150	路盤 150	路盤 150	路床	路床	<p>溶接金網</p> <table border="1"> <tr> <td>表層 150</td> <td>表層 150</td> </tr> <tr> <td>路盤 150</td> <td>路盤 150</td> </tr> <tr> <td>路床</td> <td>路床</td> </tr> </table>		表層 150	表層 150	路盤 150	路盤 150	路床	路床
表層 150	表層 150																																														
路盤 150	路盤 150																																														
路床	路床																																														
表層 150	表層 150																																														
路盤 150	路盤 150																																														
路床	路床																																														
表層 150	表層 150																																														
路盤 150	路盤 150																																														
路床	路床																																														
表層 150	表層 150																																														
路盤 150	路盤 150																																														
路床	路床																																														
表層 150	表層 150																																														
路盤 150	路盤 150																																														
路床	路床																																														
表層 150	表層 150																																														
路盤 150	路盤 150																																														
路床	路床																																														
<p>一般建物</p> <p>Ⅰ CBR5以上</p> <p>Ⅱ CBR3~4</p>		<p>一般建物</p> <p>Ⅰ CBR5以上</p> <p>Ⅱ CBR3~4</p>		<p>一般建物</p> <p>Ⅰ CBR5以上</p> <p>Ⅱ CBR3~4</p>		<p>一般建物</p> <p>Ⅰ CBR5以上</p> <p>Ⅱ CBR3~4</p>		<p>一般建物</p> <p>Ⅰ CBR5以上</p> <p>Ⅱ CBR3~4</p>		<p>一般建物</p> <p>Ⅰ CBR5以上</p> <p>Ⅱ CBR3~4</p>																																					
<p>特殊建物</p> <p>Ⅰ CBR5以上</p> <p>Ⅱ CBR3~4</p> <p>Ⅲ CBR2以下</p>		<p>特殊建物</p> <p>Ⅰ CBR5以上</p> <p>Ⅱ CBR3~4</p> <p>Ⅲ CBR2以下</p>		<p>特殊建物</p> <p>Ⅰ CBR5以上</p> <p>Ⅱ CBR3~4</p> <p>Ⅲ CBR2以下</p>		<p>特殊建物</p> <p>Ⅰ CBR5以上</p> <p>Ⅱ CBR3~4</p> <p>Ⅲ CBR2以下</p>		<p>特殊建物</p> <p>Ⅰ CBR5以上</p> <p>Ⅱ CBR3~4</p> <p>Ⅲ CBR2以下</p>		<p>特殊建物</p> <p>Ⅰ CBR5以上</p> <p>Ⅱ CBR3~4</p> <p>Ⅲ CBR2以下</p>																																					

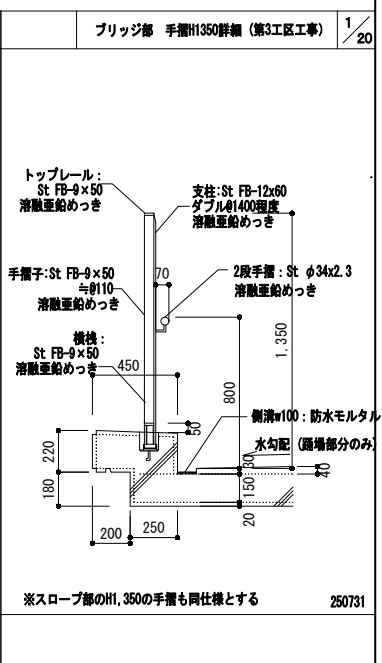
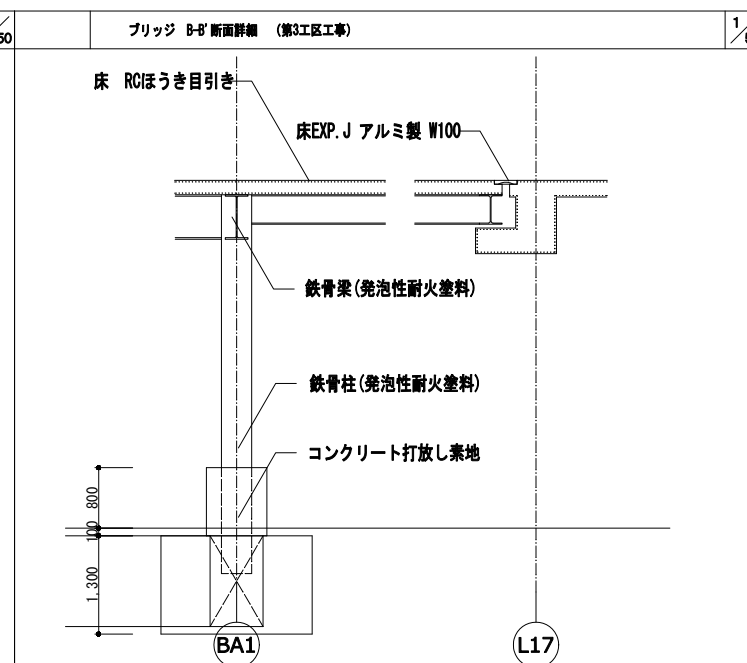
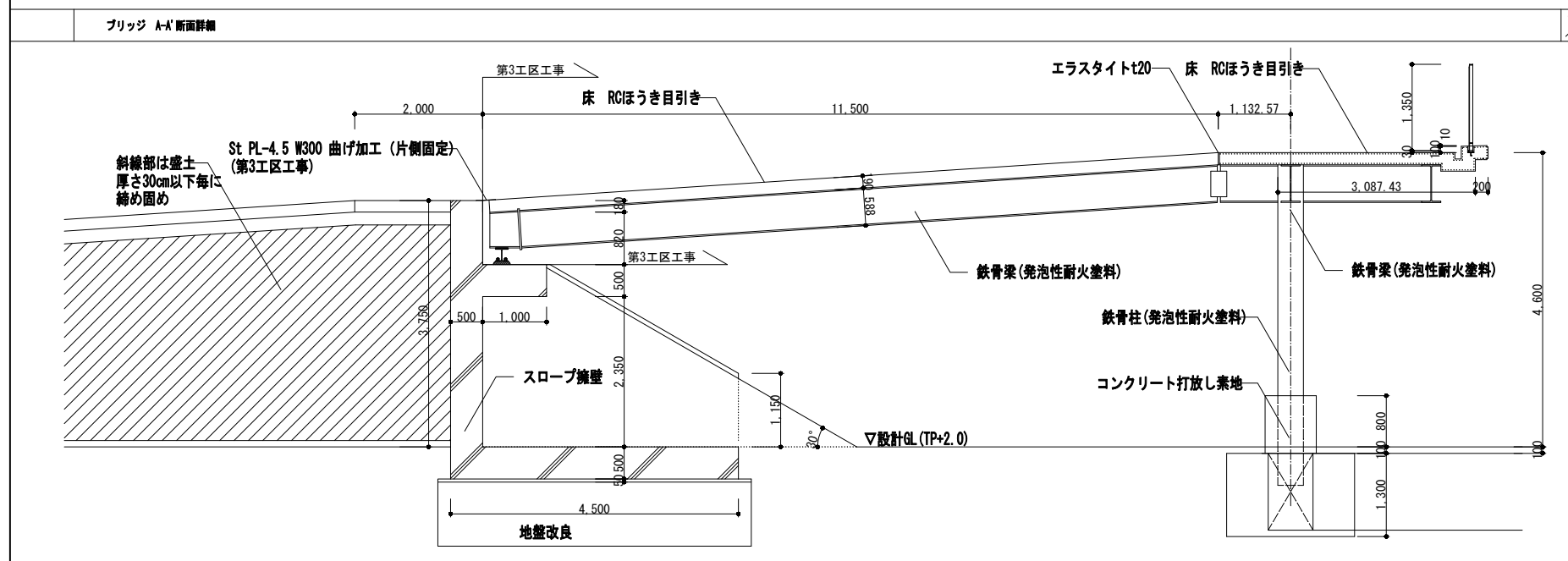
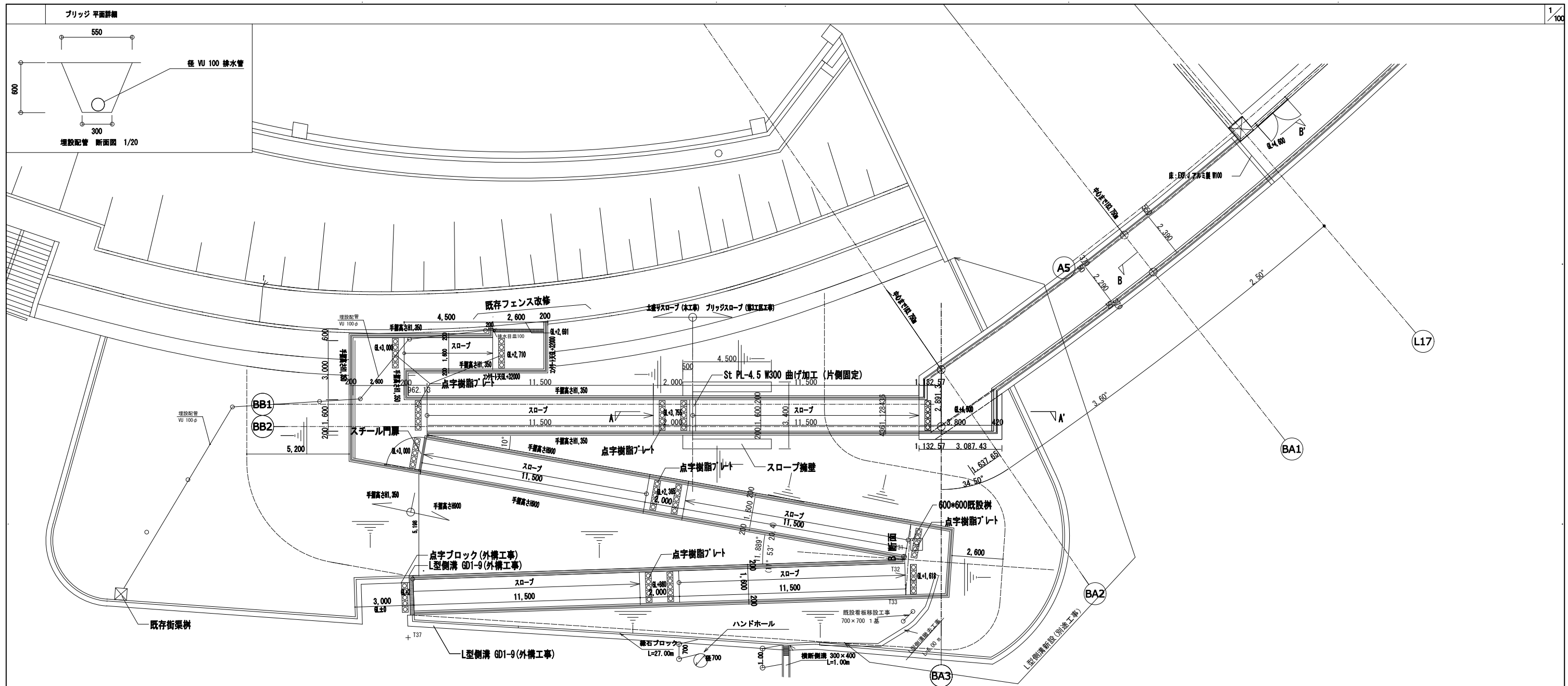
GD1-4	コンクリート舗装(車道)	GD1-5	カラー舗装(車道)	GD1-8	土系舗装	GD1-9	L型側溝	GD1-11	境界ブロック	GD1-12	植栽ブロック
<p>標準の場合</p>		<p>標準の場合</p>		<p>標準の場合</p>		<p>標準の場合</p>		<p>標準の場合</p>		<p>標準の場合</p>	
<p>目地の構造</p>		<p>目地の構造</p>		<p>目地の構造</p>		<p>目地の構造</p>		<p>目地の構造</p>		<p>目地の構造</p>	
<p>※路床までは本工事</p>		<p>※路床までは本工事</p>		<p>※路床までは本工事</p>		<p>※路床までは本工事</p>		<p>※路床までは本工事</p>		<p>※路床までは本工事</p>	

GD1-13	会所側A	GD1-14	会所側B	GD1-15	集水側A(車道φ150用)	GD1-18	集水側D(車道φ300用)	GD1-19	管渠(VUφ100,φ125,φ150,φ200)	GD1-20	管渠(VUφ250,VUφ300,VUφ400)
<p>※H=300~600までは450角, H=610~1200までは600角とする</p>		<p>※H=300~600までは450角, H=610~1200までは600角とする</p>		<p>※H=300~600までは450角, H=610~1200までは600角とする</p>		<p>※H=300~600までは450角, H=610~1200までは600角とする</p>		<p>※H=300~600までは450角, H=610~1200までは600角とする</p>		<p>※H=300~600までは450角, H=610~1200までは600角とする</p>	

GD1-16	集水側B(車道φ200用)	GD1-17	集水側C(車道φ250用)	GD1-21	ツリサケル廻り詳細	GD1-23	U形側溝	GD1-24	U形側溝(現場打ち)
<p>※H=300~600までは450角, H=610~1200までは600角とする</p>		<p>※H=300~600までは450角, H=610~1200までは600角とする</p>		<p>※H=300~600までは450角, H=610~1200までは600角とする</p>		<p>※H=300~600までは450角, H=610~1200までは600角とする</p>		<p>※H=300~600までは450角, H=610~1200までは600角とする</p>	







設計者	法適合確認欄	検証者	設計番号	特記	●工事名	●図面番号
一級建築士 第298249号 山本 匡希	一級建築士 第313839号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 高野 正行	17992		R B 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構(担い手確保型)	G-026
二級建築士 第386121号 山本 匡希	二級建築士 第6211号 浅山 明	二級建築士 第313839号 高野 正行			●図面名	●縮尺
					屋外スロープ詳細図(1)(別途工事)	図示(A1) 図示(2)(A3)
徳島県県土整備部営繕課					株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所 大阪 (〒) 第3204号	

**AZUSA SEKKEI**  
Architects, Engineers & Consultants

株式会社 梓設計 関西支社  
一級建築士事務所 大阪 (〒) 第3204号

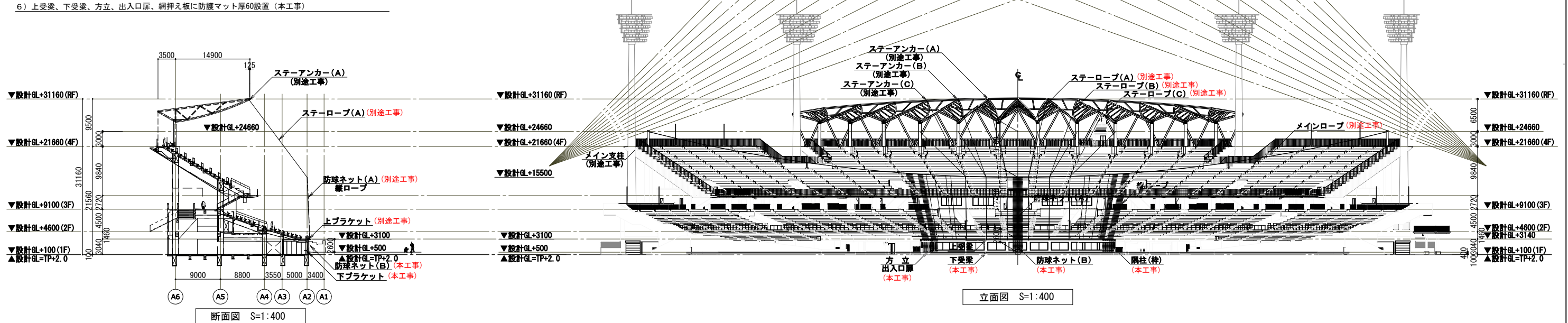
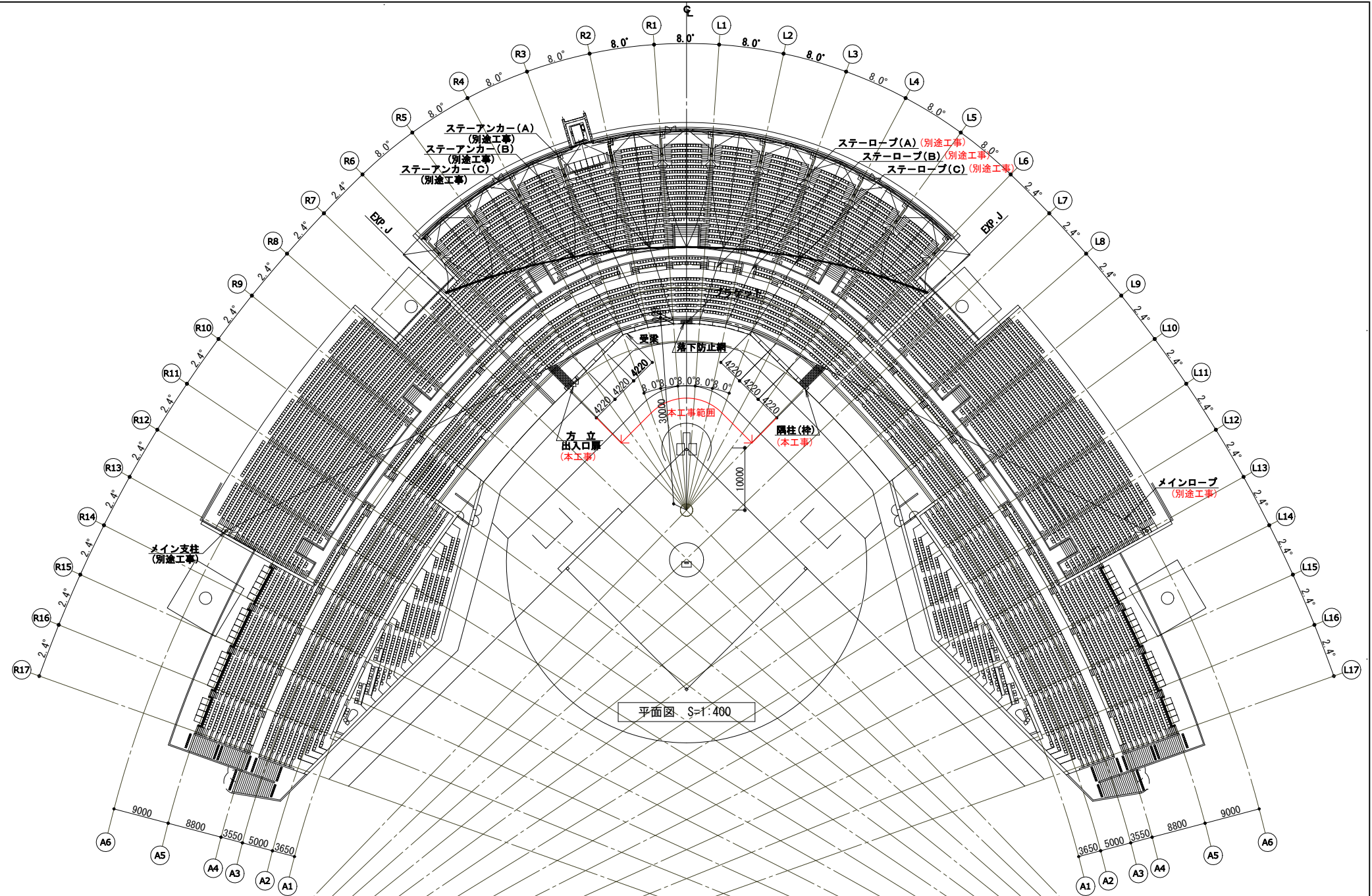
**MIYA Architect's Office**  
宮建築設計 株式会社

一級建築士事務所 徳島県鳴門市鳴門1-1050号



部 材 表			
名 称	仕 様	工 事 対 象	
防球ネット(A)	超高強度ポリエチレン繊維1760T/8本(1.65φ)×40×40(UC) (充実率8.8%)	(別途工事)	
防球ネット(B)	溶接金網4.0φ×50×100 SUS304(黒色)	(本工事)	
落下防止網	溶接金網4.0φ×50×100 SUS304(黒色)	(別途工事)	
メインロープ	34φ-7×19G/0 リギンスクリュー呼36	(別途工事)	
ステーロープ(A)~(C)	18φ-7×7G/0 リギンスクリュー呼18 シャックルSB22	(別途工事)	
縦ロープ	10φ-7×7G/0 ターンバックル5/8"×12	(別途工事)	
下横ロープ	10φ-7×7G/0 ターンバックル5/8"×6	(別途工事)	
上ブラケット(標準部)	H-300×150×6.5×9(二つ割), B. PL-19×170×300 PL-12, 6, A. B4-M16(接着系)	(別途工事)	
上ブラケット(中間部)	H-200×100×5.5×8(二つ割), B. PL-9×140×190 PL-6, A. B4-M10(接着系)	(別途工事)	
下ブラケット(標準部)	L-50×50×6, FB-50×6, PL-6, A. B2-M10(接着系)	(本工事)	
下ブラケット(中間部)	L-50×50×6, FB-50×6, PL-6, A. B2-M10(接着系)	(本工事)	
上受梁	[-125×65×6×8, 網押え板FB-38×6M8@≒200 アイナットM16@≒2000	(別途工事)	
下受梁	L-65×65×6, 網押え板FB-38×6M8@≒200	(本工事)	
落下防止受梁	L-50×50×6, 網押え板FB-38×6M8@≒200	(別途工事)	
隅柱(枠)	L-65×65×6, 網押え板FB-38×6M8@≒200 PL-6, 4.5, 8-M10(接着系)	(本工事)	
方立	L-65×65×6, 網押え板FB-38×6M8@≒200, PL-6, 4.5	(本工事)	
出入口扉	L-50×50×6, PL-6×200, PL-4.5 網押え板FB-38×6M8@≒200, ケースハンドル錠	(本工事)	
メイン支柱	STK490-508.0φ×16.0, PL-25, 12【別途工事】	(別途工事)	
ステーアンカー(A)~(C)	PL-25, 4.5【別途工事】	(別途工事)	

- (注 記)
- 1) 上部ネットは、超高強度ポリエチレン繊維1760T/8本(1.65φ)×40×40(UC) (充実率8.8%)とする。
  - 2) 下部ネット及び落下防止網は、溶接金網4.0φ×50×100 SUS304 酸化皮膜処理(黒色)とする。
  - 3) 鋼材類はSS400とし、溶融亜鉛メッキの上粉体塗装仕上げとする。【指定色】
  - 4) ロープ類は、構造用ストランドロープ【JIS G 3549, JSS II 03】とする。
  - 5) ロープ金具類は、溶融亜鉛メッキ仕上げとする。
  - 6) 上受梁、下受梁、方立、出入口扉、網押え板に防護マット厚60設置(本工事)



一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第313839号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 高原 正行	法適合確認 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検証者 外山 博文	設計番号 17992	特 記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫美 野球場改築工事外構(担い手確保型) ●図面名 バックネット詳細図(1)	●図面番号 G-028 ●縮尺 1/400(A1) 1/800(A3)	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	--------------------------------------	--------------	---------------	-----	-------------	---	---	---	--

